

令和2年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(13日目)

令和2年12月14日(月)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第65号 指定管理者の指定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君

- 7番 江 守 勲 君
- 8番 伊 藤 博 夫 君
- 9番 長 岡 千 惠 子 君
- 10番 川 崎 直 文 君
- 11番 酒 井 和 美 君
- 12番 酒 井 秀 和 君
- 13番 朝 井 征 一 郎 君
- 14番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	山 口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
財 政 課	長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	森 近 秀 之 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課	長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所	長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課	長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課	長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書	記 坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに13日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第57号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第58号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第59号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第60号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第61号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第62号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

それでは、議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、令和2年度12月補正予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

議会事務局関係、4ページを行います。

補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、議会事務局関係の補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算説明書の4ページをお願いします。

まず、事業、6、議会運営事務諸経費でございます。補正額105万9,000円の減額につきましては、当初予定しておりました本庁舎の3階会議室付近に設置する予定でございました、Wi-Fi環境整備をいたしますWi-Fiスポットの整備、それからタブレット端末整備につきまして、総合政策課において一括発注を行うことに伴いまして、議会費から減額するものでございます。

工事の内容につきましては、工事請負費といたしまして56万1,000円の減額、備品購入費といたしまして49万8,000円の減額でございます。

以上、簡単ですが、議会関係の補足説明にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、総務課関係、5ページから8ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課関係についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

右側のふるさと納税事業、補正額86万1,000円につきましては、ふるさと納税に係る新たな決済サービスの導入に伴う手数料の増額と、寄附額の増加に伴いまして委託料の増額をお願いするものでございます。

手数料のマルチペイメントとは、複数の支払い手段を包括する統合決済のサー

ビスでございまして、コンビニ決済やアマゾンペイなど決済手段の多様化により寄附額の増加につながっていると考えております。

手数料は寄附額の3.5%でございまして、ふるさとチョイスのポータルサイトを活用している自治体は全て、4月から導入が必須となったものでございます。

委託料につきましては、寄附額が1,000万を超える12月から寄附額の5%に変更になることと、寄附額の増額により返礼品の代金が増額になることから、サイト運営事業者等への委託料の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、一般寄附金、ふるさと納税300万を増額としております。

6ページをお願いいたします。

左側の防災対策事業、補正額90万につきましては、当初計画の老朽空き家5軒、準老朽空き家1軒の解体撤去を超える追加申請がございまして、審査のための空き家等対策検討委員会の開催に係る経費と、老朽空き家1軒と準老朽空き家1軒の解体撤去に係る補助金の増額をお願いするものでございます。

特定財源としまして、国庫補助、補助率2分の1で50万円と、県補助金、補助率4分の1の20万円を充当しております。

7ページから8ページにつきましては、人事異動に伴う各科目ごとの増減と、人事院勧告による期末手当の減額、自己都合による途中退職者や育児休暇等による休職による人件費の減でございます。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） それでは、5ページのふるさと納税事業であります。今ほど説明をいただきましたマルチペイメント決済というのは、コンビニあるいはアマゾンでの決済のことを指すのかということですね。

それと、2つ目は、委託料、ふるさとチョイス業務委託料19万4,000円の増であります。寄附金が1,000万を超えると月額3,750円から寄附額の5%に変更するということですが、寄附額の5%に変更した場合、おおよそ月額は何らぐらいになるのか。また、契約書ではどのようにうたっているのか。

3つ目に、寄附額の年度末見込額を教えてくださいなと思います。あわせ

て、ここ数年の寄附額の推移もご説明をお願いします。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） マルチペイメントとは統合決済サービスを指しまして、アマゾンペイとかコンビニ決済以外に、d払いとかauかんたん決済であるとかいろいろな決済の方法がありますけれども、それらを統合して一括して契約しているという手法でございまして、4月からふるさとチョイスのポータルサイトを利用している自治体はこれが必須となったものでございます。

あと、1,000万を超えると月額、その月の寄附額ということでございましょうかね。1,000万を超えると5%というのは、もともと1,000万を超えるまでは月額3,750円の手数料がかかっております。それが1,000万を超えることによって、その月の寄附額の5%が手数料としてかかるということでございます。

○5番（滝波登喜男君） それが幾らぐらいですか聞いてる。

○総務課長（平林竜一君） 12月で、今日現在で1,031万3,000円でございます。11月までは1,000万を超えていません。12月が、例年ですとやはり寄附額の多い月でございますので、大体12月で想定しまして280万ぐらいの寄附額を予定しておりまして、手数料としては13万6,000円ぐらいの手数を今予定しております。この後、1月、2月、3月分が全て1,000万を超えることになりましたので5%ずつかかってくるということで、当初の予算額との差額分を今回増額として補正させていただいているということでございます。

年度末の見込みにつきましては、歳入で申しあげましたように、1,300万の見込みをしているというところでございます。300万円の増額をさせていただいているということです。

近年の状況ですけれども、元年度は約1,030万ぐらいの寄附額で、その前年度が900万、そのさらに前年度は800万。それ以前は1,000万を超えた年もありましたけれども、昨年、今年と1,000万を超えているという状況でございます。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ということは、今ほどの説明で、おおよそ11月で1,000万を超えている状況の中で、12月は280万とおっしゃってましたね。それで13万6,000円ということですか。そうすると、今の補正額19万4,

000円という、これで12、1、2、3の4か月分の手数料を見込んでいるということになるんですか。ちょっと計算合いませんよね、そうでしたら。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） すみません。勘違いいたしました。

今の280万というのは、委託料に対する5%の計算での月の合計です。マルチペイメントでの寄附額で申し上げますと、これはふるさとチョイスを利用している方のみが対象になりますので、マルチペイメントですと12月が、見込みですと36万ぐらいで1万4,000円ぐらいの手数料になります。3.5%で。1月が6万1,000円、2月が3万1,000円、3月が5万円ぐらいということで、おおよそ手数料としては、マルチペイメントでの手数料としましてはその差額分ということですよ。

それ以外に、クレジット決済ですとかゆうちょ振込等の決済がございまして、それらを合わせますと、経費の見込みとして14万ぐらいの決済額になります。

当初予算分から差し引いた補正額、不足額が約3万6,000円ちょっとです。手数料としては3万7,000円の補正をさせていただくということです。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっとだんだん分からなくなってきましたんですけど、この手数料、マルチペイメント決済のことをおっしゃっていましたよね。ということは、この業務委託料の19万4,000円というのはマルチ決済分が増額になるということですか。ちょっとよく分からないのと。

それと、要は、契約書をまた見せてください。何かどう書いてあるんかよく分からない、課長の説明聞いていても。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） マルチペイメントというのは、1,000万を超える超えない関係なしに4月から、ふるさとチョイスのポータルサイトを利用している自治体はそういう統合的な決済サービスをするということで、必須として3.5%の手数料がかかるということです。

委託料につきましては、ふるさとチョイスのポータルサイトを活用していただいているその寄附額が1,000万を超えた時点で、そこから委託料、いろいろ、商品の発送であるとか、そういったお客さんのサービスであるとか、あとふるさ

とチョイスそのものの運営でありますとか、そういったものを業者に委託しているわけですが、そういった委託に係る経費が1,000万を超えた時点で5%、月3,750円から寄附額の5%に変わるということでございます。

11月までは1,000万を超えていないんですけれども、12月1,000万ぎりぎりのところだったんですけれども、12月に入って、今申し上げましたとおり、1,031万3,000円ということで、もう1,000万を超えたその月と翌月からもう既に5%が発生するというので、要求する時点でもう1,000万を超えるだろうという見込みの中から予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 今の話ですけど、僕もよく分からないんですが、まあまあ1,000万を超えた部分について5%と。いろんな発送の手数料も含めてということですけど、結構高い。普通は、金額が増えると安くなるというのが普通ではないかなと思うんですね。例えば不動産の取引の手数料なんていうのは、何百万円以下は5%やけど何百万円以上になると3%に減るとかということなんで、ちょっとそこがよく分からんなということ。

もう一つは、7ページ。これ前も言っているんですが、人勤で減額されるやつの一覧表というのは作らんでしょうか。今回は人事院勧告の問題がありますので、全体としてどうなったかとのでは、それが消えてしまうんですね。だから人事院勧告に基づくものだけ、やっぱりちょっと分かるような表を作ってください、それが大事なんではないか。

もう一つ言えば、この時期、やっぱり公務員だけ一時金を減らされると。それも1人当たり平均すると1万数千円も高いほうの数千円になるということをやると、それは決して、今、Go Toや、いや何やって、国はコロナ対策で経済対策をやっていますけど、こういうことでこれが経済に与える影響、また働くほかの人々に与える影響のことも考えるとこれでいいとは思わないので、その辺もやっぱり分かるように示していただくといいと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まずふるさと納税ですけども、当初予算は3,750円の12か月分を見ておまして、それが4万9,500円です。11月まで3,750円で計算しまして、その後、寄附額の5%で計算しますと、その委託料の

合計が約24万3,000円ぐらいになります。その差額が19万4,000円ということでございます。

あと、人件費につきましては、前回の全協の後ですかね、期末手当のみの人勧に係る減額につきましては約400万ということでご報告させていただいているところです。

あと、その委託料でございますけれども、寄附額が増えるということになると、商品の発送ですとか、それに係る人件費といった手間ですとか、そういったものが多く発生することになりますので、寄附額の5%という委託料になるということでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） できたらそういうのもこの表とは別に作っておいてほしいということです。人事院勧告というのは一つの、ある意味、事業というわけじゃないですけども、そういうものですから、それでどうなるというのをきちっとやっぱり示しておくことが、そっちのほうが大変なんでないかな。会計の中で人事異動やそういうようなことがあってどうなったかという問題については、それはある意味この自治体の課題ですから、もう少しそこを区別していただくとありがたいと思ってます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 趣旨はよく分かるんでございますけれども、一人一人その給料から人勧の0.05か月分を引き下げるという形で計算するような形になります。給料は、そのシステムの中に給料のシステム、人給システムの中に入っております、かなりの業務量もありますので、今回、その期末手当のみの減額としては約400万になるということのご報告に代えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） ふるさと納税のところは今ほど、ちょっと半分分かったような分からんようなんですが、まあいいとして。

6ページの、ちょっと基本的なことで確認したいんですが、老朽空き家と準老朽空き家ってね、前に聞いたかもしれんですが、その線引きみたいなのはどこなのかというのを。それぞれ会議の中でこれは、要は老朽だよ、これは準老朽だよ

というのはその会議で決めているんだろうとは思いますが、その線引きが、例えばこんなやと、築何年とかどんなのか、そこら辺りを再度ちょっと確認させていただきたいのが1点と。

2点、老朽と準老朽があるんですが、大体地区的にはどの辺りなのかというのが、それは教えていただけるのであればお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 老朽空き家、準老朽空き家につきましては、実際に家屋を調査しまして点数をつけていくわけですけれども、老朽空き家の場合にはその点数がかなり高くなってきますので、その点数、今ちょっと忘れましたが、準老朽空き家の場合には100点以上とかという形になります。老朽空き家の場合にはもっと高い点数になってきます。

老朽空き家は見た感じで、もう屋根が抜け落ちているとか、壁が落ちているとかいうような形で調査をしております。準老朽空き家につきましては、そこまではいっていないけれども、当然利活用もできないし、放置しておけばすぐ老朽空き家になるというようなものを検討委員会の中で審査していただくということでございます。

あと、老朽空き家、準老朽空き家につきましては、2軒とも松岡地区でございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、税務課関係、11ページを行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

（「総合政策課は？」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 失礼しました。

総合政策課関係、9ページから10ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係の補正内容についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

左側、プレミアム付商品券事業3万2,000円につきましては、昨年度実施

したプレミアム付商品券事業を精算した結果、3万1,060円の返還金が発生することとなったため、返還金を予算計上するものです。

右側、新型コロナウイルス感染症対策事業1,079万6,000円につきましては、コロナ禍の中、接触機会の低減を図りつつ、業務継続を実現するための経費を計上するものです。

内訳としまして、工事請負費が546万円。これは各施設にWi-Fi環境を整備するものでございます。ウェブ上での打合せが増えております、主に職員が勤務する施設や、オンライン講座の声が高まっている公民館、また今後の分散配置も想定されますので、事務所スペースがあります体育施設への整備を予定しております。また、ニッキー体育館につきましては、災害支援物資の集積拠点という活用を考えているため、整備を行うものでございます。

備品購入費533万6,000円につきましては、ウェブ会議上での使用のほか、災害時等における情報共有、情報伝達等に活用するため、タブレット購入予算を計上するものです。なお、ペーパーレス化への効果も期待しているものでございます。

10ページをお願いします。

左側、永平寺町住まいる定住応援事業300万円につきましては、現在までの申請件数及び今後の申請見込み数を考慮しまして、件数として10件相当分を予算計上するものです。9月補正予算までで、件数として50件、金額で1,400万円の予算計上を行っているところですが、11月末現在で既に47件、金額にして1,280万円の申請がございまして、また、今後申請が見込まれることから、補正を行うものです。

右側、地域コミュニティ活動支援事業55万円につきましては、地区会館のエアコン改修に対する補助金を予算計上するものです。今回要望のありました地区の会館のエアコンは、経年劣化が著しく、冬場の地区活動への支障が懸念されること、また、地区会館は不測の事態に備えた一時避難所であることを考慮しまして、今回、補正を計上するものです。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 10ページの地域コミュニティ活動支援事業であります、

ちょっと根拠を教えてください。コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱のどこの何条に合致するのか、あるいは、別表何のこの部分でこれだけの支援をしますよというところの根拠を教えてください。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 地域会館の補助事業ですので、要綱等を根拠にして補助を行うところでございます。

ただ、今、すみません。私に手元にちょっと要綱がないため、どこの部分でというのも勉強不足で把握してないところで申し訳ないんですが、要綱等を照らし合わせまして、今回は3分の1の補助事業ということで予算を計上させていただいております。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） え？ いいの？

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 至急調べまして、この後また回答させていただきます。

○議長（奥野正司君） ほか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 9ページのタブレット導入ですが、コロナ禍においてということで、いろいろ使う方向については、これからいろんな豊かな未来がある面もあるのかなと思いつつ、不安な面もあるんですね。

これの導入については、今、一斉に進んでいるということがあるんですが、例えば文書管理の問題ではどうなっているのかというのはそれなりにまとめられているのか。特に交渉記録とか、そういう普通メモでしたりするやつなんかをどう残していくんかとか、タブレットとの関係ではどうしていくんかって、そういうのをきちっと、文書管理も含めて、記録を残していくことも含めて、役場の中で整理されているのか。

それでいて、例えばペーパーレス化にも貢献できればと思ってるということを見ると、どこがどうなってるかというのが分からないんですね。特に政府のいろんな記録を意識的にどこかへ隠してしまうとか廃棄してまうとかというのがあるわけで、それらをこういうことになったときにどうするんかというのを、もし整理されていないなら整理することも必要なんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 文書管理につきましては、各課に文書管理責任者という職員を置きまして、その保存年限によりまして、年に1回、その廃棄するもの、しないものという形で管理をしっかりとしております。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今ご質問の、全てデータで保存してあるわけではないです。紙ベースで保管庫に、重要保存とかそういった区分をしまして保存してあるので、全てがデータ化されているということではございません。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は別に全てデータ化する必要はないと思うんです。それは紙でちゃんと管理するものは紙ですということでもいいんですが、情報公開制度があるわけですね。それとの関係で言うと、いわゆるそういうパソコンというんですか、それだけで対応できるものではないと思うんですね。やっぱり紙できちっと残しておかなあかんやつもあるわけですから、そういうものをどうしていくか、また、情報公開のときには記録をどういう形で見せていくかということも含めてね、やっぱり対応できるようにしておかないとまずいんじゃないかと。そういう意味でも、文書管理のそういうものを、ありますありますではなしに、一定どうしていくのかという方向性というんですかね、管理の在り方を文書化していく必要があるんじゃないかなとは思っていますよ。その辺どう考えているんでしょう。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） これも新年度等に検討していきたいと思っておりますけれども、今、保管場所につきましても、永久保存の保管場所、それぞれ保管場所を決めましてきちっと整理していきたいとは考えております。

あと、文書で残す場合にそのファイル名を、ファイル名そのものは文書管理システムの中にファイル名を残して、それが永久保存であるか、3年、5年の保存であるか、10年であるかというような形での管理はできておりますので、それがどこの書庫にあるとかというところまでは管理できておりますので、これからもちっと整理していきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどもね、私もちょっと聞こうと思ってたのは、今とよく似てるんですけども、例えば公民館同士とかいろんなところで会議しました。

例えば申込みも含めていろいろあると思うんですが、どこまではデータとしてきちっと残すのか、そんなある面での、今言ったように、文書管理の責任者を設けて管理しますと言ってますけれども、やはりそれはきちっと明文化しといたほうがいいんじゃないかなと思うわけですよ。そうでないと、今言う公開条例じゃないけれども、何かあったときにはそういうなのがあるので、私はそういうふうなところの、要はウェブ会議でやるのは当然いいんですが、そういうようなところのある程度の基準というんか、ここまでは残すけど、あとはデータとして、例えば検索できるよとか、5年後にはそれは破棄するんやとか、何かそういうふうなところの一つの基準みたいなのが必要じゃないかと思うんですが、これについてが1点。

それから、今回、コロナ禍で一斉にタブレットの購入をするわけですけども、タブレットの使用期間等もあって、その保守も含めてのメンテナンス関係とか更新のときはどうするのか。当然、更新も絡んできますし、そういったときの費用とかをある程度見込んで、導入も含めてやっているんかというのが2点目です。

それから、ちょっとこれはまたあれですが、10ページのところの11月末で47件って住まいる定住があったと思うんですが、前もちょっと出るんかもしれませんが、地区別に大体どういう形の形態になっているのか。当然松岡が多いと思うんですが、そこら辺りがあったらお教えいただきたいなというふうに思います。

その2点お願いします。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、文書管理に関してでございますけれども、まず文書に関しましては、紙ベースで残すもの、データとして残しているものの2種類あります。紙ベースにつきましては、ファイル名をきちんと、どこの書庫にあるかという形で残しています。あと、データに関しましては、電子決済システムを利用している中で、その電子決済したものについては、検索することによってその年度ごとにこの文書がどこにあるかという形で管理しているということでございます。

あと、各課ごとの、いろいろな用地交渉ですとかいろんな形、会議なんかの会議録も、文書も残しているものもあれば、電子決済、データで決済を取るものもございますので、それはそれぞれに各課で保存しているという状況でございます。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、タブレット等の更新費用、更新時期等につきましては、現在検討しております。要は、こちらとしましては、なるべく使えるなら長く使いたいというのがありますけれども、当然、一定の時期が来たときにセキュリティの関係もありますから、例えば5年ごとに一括して更新するとかということも十分協議していかなければならないというふうに考えておりますので、その辺も含めましてまた全協等でご説明させていただこうと思っております。

また、住まいる定住のことですが、47件の内訳としまして、細かい地区までは分からないんですが、旧松岡町に34件、旧永平寺町に9件、旧上志比村に4件という現状でございます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 補足させていただきます。

文書管理につきましては、文書管理規程というのがございまして、3年の保存はこういった文書、5年の保存はこういった文書、永久保存はこういった種類の文書という形で定めております。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、税務課関係、11ページを行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、税務課関係分につきまして補足説明を申し上げますので、説明書11ページをよろしくお願いします。

法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付金や、個人町県民税の確定申告等による納税済個人町県民税の還付金が増になりまして、それに対応するため、償還金、利子及び割引料で300万円の増額をお願いするものでございます。

主なものとしまして、法人町民税で法人のグループ再編による還付が1件ございまして、これが主な要因でございます。

議案書では15ページ下段の表に記載しております。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、住民生活課関係、12ページから14ページ

を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、補足説明をさせていただきます。

予算説明書12ページをよろしく申し上げます。

左側、戸籍住民事務諸経費ですが、戸籍法の一部改正に伴う戸籍システム改修において国庫補助金の決定がございましたので、149万6,000円の財源構成をお願いするものです。補助率は10分の10でございます。

右側、新型コロナウイルス感染症対策事業で605万8,000円をお願いするものです。新型コロナウイルス感染による新しい生活様式の行政サービスの環境整備としまして、マイナンバーカードで戸籍などの行政証明書が発行できますマルチコピー機を郵便局に設置したいと考えています。設置する場所は浄法寺郵便局をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染対策として密を避ける環境に合わせ、マイナンバーカードを利用した行政サービス提供の環境を整備することを目的としております。郵便局設置につきましては、まず日本郵便がマイナンバーカード普及に力を入れており、行政とタイアップしてマイナンバーカードの普及に努めていること、また、浄法寺郵便局に設置することにつきましては、永平寺北地区について近助タクシーなど小さな拠点づくりの推進に力を入れており、その拠点づくりの中心となります浄法寺郵便局との連携を構築し、高齢者をはじめとする地域住民に提供する行政サービスの向上を図ることを目的としております。

13ページをお願いします。

国保会計繰出金15万5,000円、右側、後期高齢者医療特別会計繰出金127万円ですが、システム改修に伴う費用をそれぞれ特別会計に繰り出すものでございます。

14ページをお願いします。

し尿処理負担金で56万円の減額をお願いするものです。勝山・永平寺衛生管理組合の負担金で、元年度決算剰余金の繰越し、人件費等の減により、勝山市と永平寺町の負担割合によりそれぞれ減額をお願いするものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしく願いをします。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 12ページの新型コロナウイルス感染症対策の中で、浄法寺郵便局にマルチコピーを設置するということではありますが、永平寺町にはコンビニ等がない地域はほかにもたくさんあると思うんですけれども、今回、地域の拠点づくりに寄与している地域というところでの選択ということというふうに今ほど説明を聞いているんですが、そういうふうな、こういう設備を、機器を置くという計画というのは何かあるんでしょうか。あるいは、こういうふうなのを置きますよ、こういう条件のときには置きますよという要綱等というようなものはあるんでしょうか。

それと、マイナンバーがあまり普及していない中で、これ町費、一般財源からの持ち出しをするわけですが、後に交付税をするのかも分かりませんが、そんなに早めておくという必要性がどこにあるのかなというのをお聞きしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） マルチコピー機を今後展開していける要綱があるのかということについては、要綱設置はまだしておりません。

今回、浄法寺郵便局に設置するという一つの考え方としまして、要は、マルチコピー機が永平寺町内にある設置場所の分布で、今議員おっしゃいましたように、コンビニでも設置、交付できる。あと、住民票とか戸籍を取りに行くところということで本庁、支所があります。あとマルチコピー機でコンビニ等ができると、そういう全体の分布図を見たときに、現在、松岡地区については、当然本庁が真ん中にありますし、御陵地区についてはコンビニがある。永平寺地区についても、永平寺中地区については支所が中心にある。南地区については永平寺郵便局にマルチコピー機が設置されている。上志比地区においては上志比の支所が中心にあるということで、そういうバランス、分布図を見たときに、マルチコピー機を行政サービスの一環、向上としてどこに設置するかということを考えたときに、浄法寺郵便局と考えて浄法寺に置きたいと。そういう面で、町内全体のバランス、住民が行きやすい環境をつくりたいというのが一つの考え方でございます。今後の展開については、その利用とかそういうことを考えて展開されると思います。

あと、マイナンバーカードの普及がまだということをおっしゃいましたが、今、マイナンバーカードの普及については急激に伸びています。町長も所信表明で申

上げましたとおり、昨年度の3月末で申請が13%でありましたが、今現在26%まで伸びています。件数についてももう1,000件を超えている申請が今年度中に行われている。今後も、国も進めておりますし、町としても強力にすすめていこうということで、そういうマイナンバーカードで行政サービスが展開できる環境整備と普及というのを、やっぱり両方同じように進めていくということが大事だと思います。一方ができたから実行するんじゃなくて同時に進めていく。それがコロナ禍の中での行政の一つの対応というふうに考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほど町費でやられるかというご発言いただきましたので、ちょっとお答えをさせていただきます。

今般、国のほうから新型コロナウイルス感染症対策で交付金をいただいております。今回、今ほど住民課長の説明の中にもありましたように、コロナ禍における新しい生活様式の対応の一環としてメニューにも添えますので、コロナ対応の補助金も活用したいと考えております。

国のほうに申請をさせていただきまして、その後に財源組替えを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほどの住民課長の説明ですと、この浄法寺郵便局いわゆる北地区に設置すればほぼ、当町の分布図的なところを考えると、全て整うということになるということで理解すればいいのでしょうか。それとも、今後もこういうようなことがあり得るのかどうかということもどのようにお考えなのかな。

2つ目には、マイナンバーカード、普及しているわけですがけれども、国の構想をいたしましては免許証も併せてやるというような構想もあると思いますが、そういった構想の中でこのマルチコピーの今の機種を変えなあかんということとか、そういうようなことはないのでしょうか。

それと、3点目は、そこまで慌ててこのマルチコピー機が必要なのかどうかということが少し疑問なんですけど、新型コロナ対策で新しい生活様式といえはそれまでなんですけれども、まだコロナ対応の交付金の使い道はもっと違うところがあるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 1点目の今回の設置で全て大丈夫なのかという点に

つきましては、やはりこれは今後の住民の利用状況とか、コロナ禍の中での新しい生活様式の中で順次、その都度、その都度検討していくべきと思います。ただ、今回はトータルなバランスの中での設置数、箇所として浄法寺郵便局に設置したい。

一つ参考に申し上げますと、小学校区単位で見たときに、少子・高齢化が進んでおりますが、やっぱり小学校区単位でもそれぞれの地区で高齢化率が異なっています。やっぱり小学校区の志比北地区につきましては非常に高齢化率が高いということが見えます。そういう面では、やっぱり近くにそういう行政サービスが展開できる環境を整えるのがまず志比北地域だろうということで、今回設置をしているということでございます。

次に、2点目ですけど、国のほうでは、議員おっしゃいましたとおり、将来、免許証へのマイナンバー導入ということも検討されているみたいですが、このマルチコピー機につきましては、そういうことがあっても機種を変更するかということについては問題ないというふうに考えております。

慌てて必要かということにつきましては、ほかの事業に充てるべきでないかということはあると思いますが、今、財政課長もおっしゃいましたように、コロナ禍の中でどういう行政サービスを展開するのか、住民たちが新しい様式の中で密を避ける、そして行政サービスを受ける環境を整備するのかということの観点からでございます。まさにコロナ禍の中でこの時期にこういうサービスを展開していくことについては、今必要だというふうな見解でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このシステムにつきましては、コロナ禍の中で、今はちょっと落ち着いてますが、4月、5月の段階ではやはり職員がいっぱい来ることによって怖いということで、こういったアクリル板の設置であったりいろいろな対策をさせていただきました。そしてまた一段落ついた中で、新しい生活様式、これをどうやっていくかというときに、役場に来なくてもできるサービスをどういうふうにできるか。それがリモートで住民の皆さんと会話することであったり、必要な書類を違った場所で受け取ることができる。実はこういった技術というのは先に先行してずっと進んでいたんですが、なかなかソフトが追いついていかない部分がありましたが、今回、コロナ禍の中で、マイナンバーにしろいろいろな新しい事業、こういったのを利用して役場の窓口の業務を一つ、密を避けたり、ま

た職員の働き方であったり、こういったことをしっかりやっつけていこうというのがこういった目的だと思います。こういったサービスを受けるにはマイナンバーがやはり必要になってきますので、今どっちかというところこういったマイナンバーの普及の流れになっている中で、合わせてマイナンバーを取得していただいて、またいろいろな行政サービスに利用していただく、こういったことも大事なことのかなと思います。

先ほど住民生活課が申しあげましたとおり、同時に進めていく。今、土曜日と日曜日にもマイナンバーの交付申請の受付窓口もやっておりますし、また、後ほど皆さんにお話しすることになると思いますが、マイナンバーの普及を例えば違った事業の中に組み込んで、住民の皆さんに取っていただけないか。加賀市などはマイナンバーを取った方に商品券を、今回コロナ禍に合わせて提供して日本一の普及率になってきているというのもあります。行く行くは免許証とか保険証とかいろいろあるんですが、今の現時点の行政サービスでも、本人を確認する、本人を証明するためには有効なそういった一つのカードになってますので、引き続き、新しいサービスと、またこのカードの普及というのは一緒に進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 必要性は理解はできたんですが、先ほど住民生活課長、最初は、ここの浄法寺郵便局に置く根拠として、郵便局が力を入れている、あと拠点づくりを行っている地域であるからということをおっしゃって、あと私の質問には、地域のバランスをとということであります。ずっと将来的なことを言いますと、こういったことがどんどん展開していく時代が来るのかも分かりませんが、今の時点でそのバランスも考えながらという視点で考えると、今後このようなコピー機を導入しなければならない地域があるのですか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） マルチコピー機はコンビニと、今のところ郵便局にしか置くことができません。これは、ここで下ろします。しっかりと料金は頂くことになります。

郵便局ですので、志比南郵便局、ここはこの前の門前の開発のときに建てられたときに郵便局が導入をしました。郵便局のサービスということで導入しました。今回これを導入するには、例えば御陵地区、役場から距離はありますが、コンビニエンスストアでこういったサービスを受けることができる。永平寺地区も

できますし、南地区は門前ですけど、今その郵便局に置いていただいているので
できる。上志比は支所があります。

ただ、今、吉野地区が、こういった中だと、ちょっと郵便局もコンビニエ
ンスもないエリアになりますので、本来だと吉野地区にもあるといいなと思うん
ですが、設置するところがちょっとないということで、先ほどバランスの話もし
ましたが、やはり小学校区の中でこういったサービスが受けられるという、そう
いったことはやっぱりできていくと、わざわざ、支所、役場まで結構距離がある
方もいらっしゃると思いますので、高齢化も進んでまいります。そういった方々の少し、
一つの受皿になっていけばいいなと思いますし、また、そういった小さな根拠と
か、支所もそうなんですけど、そういったところで、支所は役場なのでいろい
ろなサービスをできますが、これから郵便局さんとかと連携をしながら、こうい
ったサービスもお願いできないかとか、こういったこともできないかというのは、
これから話し合っていくことかなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 今の件で、またちょっとお聞かせください。

いろいろご回答いただいたので分かっているところがあるんですが、今ほど町
長の中で手数料云々の話も出てきた、使用料の話が出てきました。私、ちょっと
そういう面から確認したいのは、例えばコンビニなんかのマルチコピーは、要は
コンビニが設置してます。コンビニの費用で設置してます。それに対して、使用
したときには、使用した個人は個人の使用料、要は手数料を払いますし、1件に
つき幾らという中というふうな形で役場が手数料を払うという形になってます。
その代わり回線手数料みたいなのは、回線は向こうが使いますよと。要は回線の
費用は向こうが見ているわけですね。多分今回線をつないでますから、その費用
は役場が見てるんかどうかということが1点ね。

それと、その費用はいろんな、コンビニ、郵便局も全国的に提携結んでい
ることですので、その使用の制限は、当然向こうのものでありますから自分で使用し
てます。今回これは永平寺町が貸与するのか、貸し出すのか、それに対しての費
用はどういうふうになるのかとなると、その使用制限はどうなってくるのか。例
えばこちらが貸与して、自分たちの永平寺町の使用として使うんであって、それ
の使用料を払うという形。もしも本庁でしたら使用料を払わない形になりますよ
ね。本庁でその回線の費用なんかもある面ではこっちが負担するのか。そういう、
痛み分けじゃないけど、部分。それがあつた面では、向こうが払うから、ほんなら

そのマルチコピーは町の出先の分庁舎の一つとしてするならば、私用的なものではないんじゃないかとも思いますし、だからそこら辺りの切り分けが果たしてどうなっているのかということが1点。

それから、その次、今後どういう展開をしていくかで小さな拠点づくり云々がありました。そうになったときにはそれは、今言ったようにどういう展開を今後していくつもりなのか。ちょっと若干お聞きしましたけど、そういう点。その2点をお聞かせいただきたいと思います。だから費用面がどうなっているのかというのをちょっと詳しく、先ほど言ったように、貸与なのか、貸出しなのか、貸し出したらその費用はどうなるのか。それから使用分界のところ、例えば庁舎だけのものを使うのであれば郵便局として使えないわけですから、そこら辺りの関係も含めてどういうふうな部分分けというのをしているのか、そこら辺りの確認をしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 費用面について、まず回線使用料、これは東京のJ-LISとの回線になりますが、当然J-LISになりますが、それについてはコンビニの場合にはその設置者がJ-LISと契約して毎月の回線を払うと。今回は永平寺町が郵便局に設置をすると。設置者は永平寺町になりますので、町が回線手数料を毎月J-LISに支払うという形になります。当然、利用者の方については、戸籍なら450円、住民票なら300円ということは、これは窓口交付でもコンビニ交付でも同じになります。

ただ、コンビニ交付の場合には、当然うちのほうに300円入ってきますが、逆に発行した元——コンビニですが——のほうにうちのほうからその手数料を逆に支払うという形になります。110円でしたかね、払うことになります。

今度は、郵便局の場合は永平寺町のほうが設置しますので、形上はその発行した手数料はうちに入ってきますが、来て、一旦それをまた110円払いますが、うちが設置しますから、またそれはキャッシュバックでまた潤っていると。結局うちのほうが払ってまた戻る、300円そのまま入ってくると。要はコンビニに払う分がまたうちに戻ってくるという、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、あくまで設置者のほうに戻ってくるということなので、結局うちのほうとしてはマルチコピー機に対する手数料の負担分については結果的にはゼロになるということになります。あくまでも設置者に対して戻ってくるということになります。

ですから、今後の発生費用としては、ランニングコスト面で考えれば、回線料

はJ-LISのほうに毎月支払いになります。それと、マルチコピー機は消耗品ですね。紙とかトナーとか、そういうものがランニングコストとして発生はしますということになります。あと、保守も発生します。ただ、発行に伴う手数料関係については、会計上は影響はありますが、最終的にはうちのほうは手数料発生はないということで理解していただきたい。あくまで設置者として今回は行うということでございます。要は、郵便局さんとの話の中では、設置料、物を置く設置料については、今のところは無償で設置ということで話が進んでいます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 小さな拠点についてちょっとお話がありました。今、郵便局さんというのは、実はいろいろな、小学校区で人口が減ってきてでも最後までそこにある組織ということで、やはり郵便局さんもこれから人手不足、また町も、いろいろなサービスの多様化であったり少子・高齢化をどういうふうに地域と共存していくかという中で、今回のマルチコピー機もそうなんです。行政サービスとかいろいろなサービスを提供する一つの場にならないかなということで、小さな拠点づくりということで今進めております。

志比北につきましては、その中で、近助タクシーもちょっと受付の場になっていただいたりいろいろしていく中で、郵便局さんの人手不足も併せて、じゃ、どういうふうに解消していくか、お互いがウィン・ウインの関係になるようなお話もさせていただいております。その土地柄とか地域柄、そういったことも勘案しながら郵便局さんとの連携、もちろん今提携も結んでますので、例えば町の中では配達しているときにちょっと道が傷んでいるとか、郵便ポストがいつもたまってるのでちょっとこの家の方は大丈夫かとか、そういった情報のやり取りはしっかりやっておりますが、その建物自体をそういうふうな新たな住民サービスに生かせないかというのが小さな拠点ですので、これはまた今からいろいろな関係団体も関わってくる話になります。またしっかりと進めていって、また議会のご意見も聞きながらやっていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 設置者がこちらということで、その回線手数料、それから委託のところについての、向こうでの設置したところの費用、うちがそこに払う費用はないからサービスしてあげますよという形だろうと思うんですね。そういう形でその維持経費もこちらに発生するし、その発行に対しての110円分も来る

からだというふうにお聞きしました。

あと一つは、お聞きしてまだ答えをお聞きしていないのが、当然先ほど言いました設置者がコンビニであれば、それを自由に使っているわけですね。ほかの用途として、コピーの用途として使います。今回のこれは、郵便局はコピーの用途として使うのか使えないのか。例えば設置者が郵便局であれば、当然自分のを設置してまして、それから、先ほど言いましたように、そこが設置しましたから回線料は自分が払ってますから、自由にそれは我が物として使えると。そこら辺りの1点をお聞きしたいというのと。

それと、もう1点は、そういうのが今後、今ほどの小さな拠点づくりにも関係するんですが、いろいろ発展して、うちらはちょっとないと思うけど、僻地なんかへ行くと特定郵便局が、ある面では小さな拠点の中の一つの人の集まり、コミュニティの場所になって、ひょっとしたら公民館というような役割に発達していくんじゃないか。だから、昔、一時期地域鉄道があったら、鉄道のところに一つの駅舎が公民館的な集まりの場になったみたいな形で発展していく形もあるので、その拠点づくりについては今後また必要な活動ですが、今後そういう展開を、今は御陵区がありますけど、公民館ができているということであれば、今後の見通しについてちょっとお聞きしましたが、そこら辺りを再度お聞きしたいのと、今ほどの自由に使う云々のところをちょっとお聞かせいただきたい。

今度の更新なんかは、当然我が町の設置ですからあれだと思ってるんですが、そこら辺りをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 大変失礼しました。

マルチコピー機ですけど、そういう住民票とか行政サービスの発行をできるほかに通常のコピーもできますし、デジカメの写真なんかもそこで印刷できるということです。それぞれの使用料というかコピーしたお金とかそういうお金については、当然設置者たる永平寺町の機械なので、使った分については永平寺町の収入になるということになります。

当然コピー機ですからカウンター料金というのも発生はしますが、皆さんもコンビニでコピーしたこともあるかもしれませんが、10円なり100円なり払ってコピーをするサービスを受けますから、そこでその収入の中でカウンター料金を払うということなので、そういうランニングコストに関しては町に発生することはないというふうにご理解をください。

あくまでも機械自体はコンビニにある機械と全く同じような機械で、使用も全く同じにできます。ただ、設置するのが、コンビニが設置しているか町が設置しているかということになります。今回の郵便局に置くやつも、再度申し上げますが、場所は郵便局に置きますが、設置するのは永平寺町が設置する。ですからそこにかかった費用に関しては当然、ランニングコストも町が支払いをし、収入も町がやるということで理解してください。郵便局さんもそこでコピーを使えば、当然使用料が発生するということでご理解いただきたいと。ですから、町民にとっては、その行政サービスの証明書発行も併せて、そういうコピーをすとかそういうことに関しても十分利用できるというふうなことは、非常にサービス上は向上できるのかなというふうには考えております。

今後の展開について、先ほど町長も答弁してましたが、あくまでも町長が答弁したとおりのことなので、私のほうとしては、町の姿勢としてはそういう姿勢として理解していただきたいということをお願いをします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 郵便局の皆さんと、永平寺町内の郵便局の皆さんは常にまともっていらっしゃいまして、今回の話とか、例えば志比北のM a a Sの話、これは志比北の郵便局とだけ話ししているのではなしに、全ての郵便局の皆さんとの、ちょっといろいろな会議の中でお話をさせていただいたり、今回のマルチコピー機につきましても志比北がいいと、また近助タクシーで荷物を運ぶのは志比郵便局からと、いろいろ皆さんと話をしながら進めさせていただいておりますので、吉田郡の郵便局と話をし、永平寺町全体の郵便局と話しして、今回こういうふうな結論になったということでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） そうしますと、要は出先がそこにできたという発想でいいということですね。あくまでもそういうことですね。その機械を設置して、その機械はいろんなウィン・ウィンの関係でして、向こうは人が集まってくるし……。

○町長（河合永充君） 窓口を置かせていただいたと。

○2番（上田 誠君） そういう意味ですね。その必要経費いろいろについては全部町が負担してますよと、それで費用という見方。はい、分かりました。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 13ページ、国保の広域連合と国保の電算処理と後期高齢の電算処理で、途中でこうやっていわゆる追加、システム改修にと言うんですが、

何か特別のこういうシステム改修しなきゃいけない理由があったんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 後ほど特別会計の説明があるのでそこでしょうと思
っていましたが、今させていただきます。

まず、国保のシステム改修につきましては、普通調整交付金、県から交付され
る普通調整交付金の過年度分の差引きをシステム化する。今までされてませんで
したから、システム化するということで追加があったということでございます。

後期高齢につきましては、平成30年度税制改正に伴う均等割の件につきまし
てシステム改修を行う。この税制改正につきましては令和3年度より後期高齢の
保険料に影響するというので、今回、システム改修を行うということになって
おります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 後期高齢のやつですけど、令和3年度、先を見越して改修す
るって、その内容はどうなんですかね。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 平成30年度の税制改正で令和3年度より適用とい
うことでありますが、基礎控除の振替、30年度の税制改正、基礎控除……。

ちょっとすみません、議長。ちょっと休憩願います。

○議長（奥野正司君） はい。

（午前10時11分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（奥野正司君） 再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 失礼しました。

平成30年度税制改正で所得控除の引下げと基礎控除の引上げ、同額なんです
けど、その振替がありました。その分が令和3年度から適用になるということで、
その分の対応をするということでシステム改修をすると。結果的に、基礎控除の
引上げと所得控除の引下げが同額なので、税額自体には、保険料自体にも影響が
ないこととなりますが、その元となる税制改正があったのでそれに対応するシス

テム改修ということでお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 先ほどの行政証明書の発行をするマルチコピー機ですけれども、これはお話がありましたように、コンビニに設置されているキオスク端末と全く同一と捉えてよろしいでしょうか。

それと、運用面でもう決まっているのかどうかですけれども、コンビニは6時半から23時までの運用面だったと思います。そういったところも明確になっているのかどうかということと、これいつ頃設置される予定かなということをお教えいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず1点目の件ですが、設置するコピー機はキオスク端末、コンビニと全く同じ機械でございます。

時間でございますが、郵便局設置の場合は郵便局の運営時間、8時半から3時か5時か、そこまでかもしれませんが、郵便局の運営時間内に利用できるということでございます。これは志比南の郵便局も同じでございます。

3点目のいつ設置かということについては、今回、補正予算をお認めいただいた後、入札とかをしまして、3月、年度内設置を目指していきたいというふうに思います。

ちょっと参考までに、時間についてでございますが、このキオスク端末につきましては、その設置する際の条件がございまして、まず無人でないこと、そのフロアが無人でないこと。あともう1点が、監視カメラがついていること。この2つが条件になっています。ですから、郵便局が閉まっている時間内に利用することはできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、休憩を取りたいと思いますが。——はい。

では、10分休憩を取りまして、25分より再開させていただきます。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

まず最初に、先ほどの質疑に関連しまして総合政策課より補足説明がござい
ますので、お願いします。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 説明書10ページ、地域コミュニティ活動支援事業
の要綱について補足で回答させていただきます。

今回の地域コミュニティ活動支援事業につきましては、地区コミュニティ会館
整備支援事業補助金交付要綱に基づいて交付を行うものです。この要綱の別表第
1に補助対象の経費の範囲を記載しているところでございます。

その経費の範囲の2番目のところに「建設後10年経過した施設で、本体施設・
付帯設備等の改修に要する経費」という記載がございまして、今回、エアコンにつ
きましては、ここでいいます付帯設備に該当しますので、補助を予定して予算計
上したものでございます。

なお、これまでも、過去におきましては同様にエアコンの補助を行っているも
のでございます。

○議長（奥野正司君） では次に、福祉保健課関係、15ページから19ページを行
います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、15ページ左側、社会福祉事務諸経費57万
1,000円の増につきましては、新しい生活様式への移行に合わせた子どもの
見守り体制の強化を図るため、最後に書いてあります子ども見守り宅食支援事業
を行うに当たり補正するものです。今回、令和2年度におきましては、来年1月
から3月までの3か月分として計上しております。主に食料品に係る費用を、社
協さんもしくはNPO法人等を想定しておりますが、事業対象者として見込んで
補助をするものです。

右側、新型コロナウイルス感染症対策事業710万円の増につきましては、イ
ンフルエンザとの同時流行が懸念される中、サービス提供を継続する町内福祉等
事業所を支援するために計上するものです。町内の事業所、約37事業所、71
0人を対象としたいと思っております。事業所向けに補助をする想定でございま
す。

16ページ左側、障害者自立支援事業478万7,000円の増につきましては
償還金でございまして、令和元年度分は実績による精算、それから過年度分につ

きましては、指導監査による精算にて返還金が生じたため計上するものです。令和元年度分は458万3,137円、過年度分として20万3,696円でございます。

右側、障害児支援事業789万9,000円の増につきましては、障がい児の給付費の増加が見込まれるため補正するものです。また、先ほどと同じように令和元年度分の実績精算、過年度分の指導監査による精算のため返還金が生じたため計上する分もでございます。

障害児給付費の中で、障害児発達支援では195万円、放課後等デイサービスの増につきましては460万円、以下、保育所等訪問、それから計画相談等にも増額を見込んでおります。償還金につきましては39万9,000円でございます。

17ページ左側、介護保険会計繰出金でございますが、増額400万5,000円です。広域電算システムの改修費の負担分を補正するものです。所得に係る補正、それから、今回、第8期に向けた介護報酬の改定等に絡んでの補正でございます。

右側、在宅福祉事業21万4,000円の増につきましては、緊急通報装置の利用者が増したため、利用料の不足分を増額補正するものでございます。単価1,800円の機械でございまして、月当たり115台の実績を見込んでおります。

18ページ左側、翠荘施設管理諸経費につきましては、7,100万円について財源組替えを行うものです。合併特例債を見込んでおります。

右側の妊婦・乳児健診健康診査事業3万5,000円の増につきましては、母子保健会計——保健情報連携システム、これのシステム改修の国庫補助金を返還する必要が生じたため、計上するものでございます。

19ページ左側、未熟児養育医療費給付費事業でございますが、23万4,000円の増ということで、こちらは令和元年度分の国庫負担金を返還する必要が生じたため、補正するものでございます。

右側の予防接種事業17万2,000円の増につきましては、風疹抗体検査事業の国庫補助金を返還する必要があるため、計上するものでございます。

以上、補足説明といたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井君。

- 12番（酒井秀和君） 15ページの左側についてなんですが、すみません、ちょっと私聞き漏らしたと思うんですが、2件ありまして、1件目がこの、聞き漏らしたので、社協、NPO法人に委託？ 任せる？ 何とおっしゃったかなと思ったので、そこをちょっともう1回聞きたいというのが1点と。

あと、この国の補助金、支援対象児童等見守り強化事業、こちらが市町村の実施主体に、補助率が10分の10で1か所当たり831万3,000円という基準額があるんですが、今回57万1,000円を使われるということですが、残り、また今後何か今検討をされているのかどうかというところを確認させていただきます。

- 議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

- 福祉保健課長（木村勇樹君） 委託か補助かということでございますが、現在、補助金で検討しております。社協さんなりNPO法人さんがこの事業について取り組みますよということであれば、その事業に対して補助するという想定でございます。現状では1団体、1事業を見込んでおります。社協さんのほうでやれるということでございますので、1月から3月分の人件費、それから食料費等を見込んだ事業の計上でございます。

それから、1団体当たりの標準報酬といいますか標準事業費800万相当につきましては、4月から3月までの想定で、多分国のほうも計画したものと思っております。残念ながら、我々もこの事業の存在を知ったのがちょっと後半でございまして、体制を取るに当たっては1月－3月しか、申し訳ございませんが、取れませんでしたので、今回その3か月分として57万1,000円を計上しているということでございます。

- 議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎君。

- 10番（川崎直文君） 今の事業なんですけれども、これはその資料にも書いてますように、見守り強化事業ということで、そのうちのひとつとして宅食支援事業という位置づけになっているのかなと思います。対象となる子どものところへ宅食を行うと、そのお子さんの状況をしっかりと見守っていくというのが本来の狙いじゃないかなと思うんです。

こういったトータルでその協議会というのが永平寺町で設置されているのかどうか、その対象となる子どもをいかに把握して、そして具体的に、一つの案であ

れば、宅食という事業を社協さんをお願いしてそれを実行していくということで、すけれども、もともとその対象となる児童の見守りということで、永平寺町の中で一体どういう状況なのか、それを見ていく組織、協議会みたいなものは設置されているのかどうか、確認させていただきます。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 協議会につきましては、要保護児童対策連絡協議会というのがございまして、本来の事業というか、国の見込みとしては、その連絡協議会に登録されている児童等を対象にせよということがございます。実際、永平寺町におきましても要対協、連絡協議会というのは活動しておりまして、いろんな組織の中で担当者の連絡会があつてみたり実務者の連絡会があつてみたり、活動はしております。

今回の事業につきまして、そこまで、その協議会の対象児をやりますとした場合に、何と申しますか、その子が特別視される、そういったことのないような配慮はしてございます。それから、実際に要対協の対象となっている児童を世話するのはやはり専門家であろうということも思っております。今回の事業におきましては、もうちょっと幅広く、当然に見守るべき子は見守る必要がありますけれども、宅食、それから必要に応じた学習支援も視野に入れて、対象児をちょっと幅広く、この子が特別なんだというような色分けがされないような配慮もしながら活動していきたいと。

いずれにしても、社協さんなり、今後見込まれるNPO法人さんについても、特別の専門家というふうな行政の、何と申しますか、連絡も密になっているような団体までも言えないと思っております。児童相談所なりが関わるような場合も今後出てくるという場合には、ある程度線引きと申しますかね、担当を分けるような配慮も必要かなということで考えております。

○議長（奥野正司君） 川崎君。

○10番（川崎直文君） ちょっと非常にきめ細やかな配慮で事業展開していかなくちゃいけないと思います。

そして補助金も、恐らくこの状態であれば来年度も引き続くんじゃないかなと思いますので、適切な運用でしっかりと対象となる子どもたちを捉えて、把握して進めていただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 幅広く対象を取られていくお考えであるというところで、でもその対象の範囲というところも難しい。川崎議員がおっしゃったとおり、配慮もしながらというところも大切だと思うんですけども、その全児童を対象にするわけにもいかないとは思いますが、その中で、やはり同世代として心配であるのは、独り親のご家庭であるとか、あとおじいちゃん、おばあちゃんのない二世世代家族といいますか核家族ですね。人口ビジョンによると、そういった二世世代家族ですと4割ぐらいとかということで数字も出てたんですけども、やはりおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃるとういところとないところというところでの共働きのご家庭の大変さというところもあると思うんですが、その中でこの事業の大切なお話というのは、専門家の方の見守りが必要になる児童というのを増やさない防止のための意味も大切なかなと思って見ているんですけども。

これはこのお話の中で800万円ほどが出ますよというお話で今聞いているんですが、1自治体ではなくて1事業所に対して800万ということで、例えば社協さん、NPOを見込んでいるというお話ですが、社協とNPOと両方に出したらそれぞれ800万で1,600万と、またさらに拡大していくと2,400万とかになっていくと思うんですけども、この金額いっぱい使って子どもたち、お父さん、お母さんをサポートしていくような考え方ができないかなというところだと思うのですが、そのお子さんの見守りのほかにもう一つ大切なことが、飲食店などのお弁当を作っている事業所さんのサポートにもこれをつくることができないかなと私期待するところなんですけれども。町内の飲食店、お弁当を作られているところの方もお子さんを持つお父さん、お母さんということで大変苦しんでおられるというところの話も聞いていて、このコロナで第3波が来たけれども忘年会もキャンセルで、Go Toイートも当て込んでいたよりも人が減ってしまって、これを耐え切れるかというところのお話をとても聞いておりますので、こういった事業者さんにお金を分配するという意味でも活用できないかなというところを期待しているんですけども。

その質問と意図として、近助メシがあるんですが、近助メシの事業所さんが今年子どもたちにお弁当を配達されていたのを新聞報道で見ましたけれども、これはこの事業の対象となる子ども宅食を行う民間団体に入るのではないかなと思いますが、例えば近助メシの協議会をこの団体の対象として、お弁当を届けていただくとか、お弁当チケットにして配っていただくとか、そういった活用も可能な

ぐらいの幅の広い事業の内容となっているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 1事業者当たり800万かどうかというところは、ちょっと私も失念しております。今回については1事業者3か月分で57万1,000円の補正額というところがございます。恐らく次年度以降も国はこの事業を継続してってくれるものと思っております。また当初予算の段階でご案内差し上げますけれども、新しい事業者さんが、手挙げ方式というか、こういった事業をやりたいということを手を挙げていただければ、町としましても十分支援していきたいと思っております。

それと、どういった形で展開していくかというのは非常に難しいと思っております。宅食に当たっても、子どもさんなりそのご家庭が希望するかどうかというのは判断しないといけないと思っております。こちらのほうからお仕着せに、これがあるからどうぞどうぞというふうなことも、何か補助者としてはおこがましいような気持ちがあります。

それと、子ども食堂なんかでも、どうしてもそこを使っているご家庭はとかという色分けを、何といたしますかね、コロナの時代においても同じような考え方を持ってしまうと、偏見するということもあります。ですから、なるべく幅広く対象としていく。それから、おうちのほうに持っていけば、利用者さんという形ではなかなか見分けがつかないということもありますので、私としてはなるべく幅広く対象としたいということを思っております。ただ、誰でも彼でもこの事業の対象になるのかというと、そこはちょっと趣旨が変わってきてしまうと思っておりますので、ある程度事業者さんのほうで判断いただいて、補助者としては広く認めるようなスタンスでいきたいということを思っております。

今回、57万1,000円でございますが、必要とあらば、またしかるべき時期に補正ということは考えておりますので、ご対応のほどお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 16ページの右側なんですけれども、扶助費の中に放課後等デイサービスって460万という補正が上がっています。これは永平寺町内に放課後デイサービスというのはそう多くはなかったと、町外へ出ていらっしゃる方が多いというふうには聞こえているんですけれども、ただ、ここに来て町内に放

課後デイサービスを新設しようという動きもあるというふうなこともちょっと聞いております。この460万は、今、現行に放課後デイサービスを利用されている方への扶助なのか、あるいはまた新設される場所も含めての話なのかを教えてくださいましたらと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 放課後等デイサービスを展開する事業者さんですが、5月から永平寺町内で1事業者さん、オープンされています。松岡駅前の事業者さんが一部、重度障がい者の方の事業者さんが移転されましたので、その後を使って事業展開されております。

事業所ができたからという形で増となっているというものではなく、その事業所も町内、町外問わず利用者さんがいらっしゃいます。永平寺町内で利用されている方は当然福井市近隣の事業者さんを利用されております。

事業所の数が増えたからというのではなくて、コロナの影響もありまして、利用する回数が増えた、日数が増えた、それから当然利用する子供さんも増えたという点があります。

一概にどういった理由でというところまでは詳しくはちょっと分析できない状況ではありますけれども、学校が休校になっている間に利用されている日数というのは確実に伸びたということは言えます。不足する分が今回、補正対象となっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 15ページ、先ほどから出ております子ども見守り体制の強化についてであります。支援対象につきましては協議会に登録しているのみならず、幅広く募集するということですが、基本的に対象の基準となるようなことは社協はどのように考えているのかなということと、それとこの金額については、ちょっと算出根拠といいますか、宅食は例えば週にどれくらいやるのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 対象としましては、永平寺町の子ども見守り強化事業という要綱をつくって、その事業を実施してくれるかどうかという判断をしたいと思っています。

目的としては、国の強化事業を踏まえて、関係機関や関係団体との連携により

地域社会から孤立しがちな子育て家庭等の子どもを地域内での定期的な訪問を行い、見守り強化することを目的とするというような事業目的で展開したいということを考えています。

具体的な基準とか、そこを線引きしてしまうと、あの子はこの子ということの色づけすることになりますので、なるべくそこは見えないような、見えないといけないんですけど見えないようなというか何と申しますか、その辺でやっていきたいと考えています。

現状では、まだスタートですから、ピックアップするようなことはしたくないと考えておりますし、団体というか有志の方が学習支援に取り組まれているところがあります。まずはそこからスタートして、徐々にいろんな方を見つけていきたいなということを考えております。

この程度の答弁で申し訳ないんですけども、なるべく線引きしたいようなしたくないようなところだけご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） また要綱とか、あと具体的なことにつきましては、また教
育民生常任委員会で報告していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 私もその15ページの左側のやつですが、これ子ども食堂との関係では、あんまりよく私分からないんですがどうなるのか。そういう意味合いも兼ねているのか。

もう一つは、こういう事業ってなかなかデリケートな事業で、この事業は非常に重みがあると思うんですね。特に独り親家庭とかDVの問題とかっていろいろあることもあって、関心も高いと思うんですが、これらの事業に取り組んだ後の取り組みの状況なんかもやっぱり公表するとかどうかというのは別にして報告をぜひお願いしたいと考えています。これが一つ。

2つ目は、15ページの右側、いわゆる町内の福祉施設等に支援するということですが、これ1人1万円で710人で710万。それは町の姿勢としては僕は一步前進、ちょっと寂しいかなと思いつつ一步前進と考えています。僕の一般質問でもPCR検査なんかをこういうところで、本当に接触の濃いところで進めてはどうかということを行いましたけれども。いわゆる1人1万円、それなりの金額が行くということも考えられますから、町が趣旨としてどういう内容で使って

ほしいということをやっぱり事業所に伝えるかということこれは大事やと思うんですね。そこがきちっとされているのか。

僕はこういう人たち、例えば今、一時金の問題なんかで話題になっていますけれども、医療関係者、本当に前線で頑張っているところが、そういうコロナ対応の病院なんていうのは患者の数がどんと減るわけですから、一時金が半分になった、いや、全然出ていないという話もある中で、そういう支援にも含めて使っていただくということですから、もっと評価が高いとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、子ども宅食の結果報告をということでございます。

対象となった方の数ですね。そこについてはご報告できると思います。色分けできない、できにくくなるような報告になるかもしれませんが、そういったことはご理解ください。

それから、宅食の対象というかご利用になった子どもさんの数に、その内数として例えば要対協の登録の児童さんの数とか、独り親の家庭で支援した数とか、その辺は内数になってくるかと思しますので、内容とこういった事例がありましたということだけは報告差し上げられるかなということをお思います。

それと、右側の支援事業の件ですが、あくまでも算定の根拠として1万円を、従業員さんの数、1万円を根拠としているということをご理解ください。国のほうからの事業として、従業員さん1人当たり10万とか20万とか、コロナの患者さんと接触あった方については国のほうから給付金が出ていましたが、現場部門とそれから事務部門で若干差があったということで、町内の事業者さんにおいても若干の不満があったように聞こえております。

今回の事業につきましては、1人当たり1万円を根拠として事業者さんのほうにお渡しするという想定でございます。事業者さんのほうには職員さんの福利厚生にお役立てくださいということで、こちらのほうであれに使えるとか、これに使えるとかいう縛りは全く設けないでおこうと思っております。

内容としましては、領収書は書いていただきますので、こういったことに活用しましたという報告はいただくようにしております。なるべく縛りはかけずに、職員さんに届くような、ご支援に届くようなふうに活用いただければということをお思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 左側のやつですけど、子ども食堂との関係では関係ないんですかということを知りたかったのと。

あと、僕は各事業所に、人数に応じてお金の支給ということですが、これについていうと、やっぱり町の考え、趣旨だけは示す必要がある。使途については自由に使っていただければいいけど、趣旨、そこをやっぱり整理整頓して示していないと、ちょっと使途が、自由に使っていいとはいえ、趣旨がはっきりしてないと使途がばらけるといいますか、本来、行政が考える狙いとは違った方向に行きかねないこともあるので。それは実例がありましたからね、最近。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 子ども食堂との関係ということでございますが、町内の状況まではちょっと細かくは把握はしてませんが、全国的に子ども食堂の利用について、利用しているというところがある程度、差別といいますかそういったことも聞こえてきますので、子ども食堂を控える方もいらっしゃるというような事例があると聞いています。

その辺も踏まえて、またコロナ禍で外出できない、ステイホームという中では宅食という形を取らざるを得ないという判断で国のほうも事業を展開してきたということをおもっています。

子ども食堂と宅食については、子ども食堂を展開されている事業者さんが宅食のほうにも展開するというところもあるでしょうし、逆に子ども食堂は子ども食堂、宅食は宅食ということでもみ分けられる場合も出てくると思います。

町内におきましては、現状では子ども食堂をやっていない事業者さんが宅食に向けて頑張ってくださいというようなことになると思います。将来的には子ども食堂をやっておられる事業者さんがこちらのほうにも頑張ってくださいというようなことになるとは思いません。

1万円を根拠とした助成金につきましては、なるべくこういったことに利用しましたというような実績報告書的なもので確認はしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） この永平寺も子ども食堂をやりたいという人がやっぱりいるということは聞いています。ほかの地域で子ども食堂の運営に関わっているということがあるので、できたらそういう人たちも含めて、これはコロナ禍だけの事業としてやっているのか、それ以後どうしていくのかというのはあんまり見えて

ないんでよく分からないんですが、そういう人たちも相談できるような窓口があると僕はいいなと思っています。その辺はどう考えているのか示していただくとありがたい。

どう使ったかという報告ではなしに、これは趣旨の問題やと思っています。行政がやる事業ですから、こういう方向で本来は活用してほしいということをやっぱり示すことが大事なんじゃないかな。

例えば一つの例ですけど、介護職なんかは待遇改善ということをよく言われるんですが、事業者が金払ったんでは、その運営費そういうものが介護保険の場合削られていますからね、少なくなっていますから、待遇改善に、国が決めた基準の金額の何分の1しか行ってなかったというのが実例としてあったわけですね。だから、そんなことを考えると、町がこういう事業をやるときには、こういう趣旨でやりますのでということをきちっとやっぱり示すことは大事なんじゃないかなということだけ言っておきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、子育て支援課関係……。

○（ 君） 手挙げてる。

○2番（上田 誠君） 手挙げてます。

○議長（奥野正司君） え、誰。

○2番（上田 誠君） 理事者。

○議長（奥野正司君） 失礼しました。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 処遇改善加算の分と今回の事業費は何かちょっとごっちゃにされているような気がいたします。

こちらの事業費、1万円を根拠とする事業については、先ほども申し上げましたけれども、前回、国のほうの給付金で対象となる方、ならない方がいらっしまったので、今回は従業員さんの数を根拠に事業所さんにお渡しすると。個人じゃなくて、あたる人、あたらん人がでないように事業者さんのほうに渡したいということで配慮したものです。

それを使うか使わないかというところは、事業者さんと我々との信頼関係によるものだと思います。この点でご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、最前線で医療現場、介護の現場、またいろいろなそういったコロナと闘っていらっしゃる皆さんを、その不安を少しでも町として応援できないかというのがこの予算です。

今ほど金元議員おっしゃられたとおり、そういう最前線で働いてる方が、これからいろいろな、また第3波とかいろいろある中でも、私たち、生活している人たちの支えになっていただきたいというそういった思いをしっかりと事業者の皆さんに、そういったふうにご利用してくださいという旨もしっかりと伝えていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、子育て支援課関係、20ページから22ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係の12月補正の補足説明をいたします。

説明書の20ページの左側をお願いします。

児童手当支給事業の26万6,000円につきましては、令和元年度の児童手当交付金の精算に伴いまして超過分の返還金をお願いするものでございます。

右側をお願いします。

保育園運営諸経費の34万7,000円につきましては、令和元年度の子どものための教育・保育給付交付金、私立保育園・幼稚園の広域入所に係る負担金ですが、この交付金の精算に伴いまして超過分の返還金をお願いするものでございます。

説明書の21ページの左側をお願いします。

幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業562万3,000円につきましては、松岡東幼稚園の遊戯室の天井の件を踏まえまして、今回新たに点検口を創設しまして、全園の天井の点検の調査業務委託料をお願いするものでございます。

右側と22ページの右側をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策事業71万7,000円と、幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策事業費の18万円につきましては、欠席園児の保護者とウェブ通信などを活用して園児の健康状態を確認したり、育児相談等ができる体制

を構築するために、今回、タブレットの端末購入費と端末の通信費をお願いする
ものでございます。

22ページの左側をお願いします。

放課後児童クラブ会計年度任用職員給の11万1,000円につきましては、
新型コロナウイルス感染症対策における学校休業などの長期休業に伴いまして、
指導員2名の増員と配置転換などを行ったことから、通勤手当の増額をお願いす
るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 21ページ左側の幼稚園・幼児園リフレッシュ事業の件で
確認をしたいんですが、これは今回地震がなかったら放置されていた可能性があ
る案件ですね。この幼稚園の再編計画を進める中で、私としてはもう少し早く気
づけるきっかけがあったのではないかなと思うんですが、それに加えて、今、あ
ったかどうかというところと、あともう一個は、じゃ、築40年近くなっている
ような公共施設、小中学校、今、大丈夫ですかとか、あとはその他の公共施設は
今、そういった問題はもう抱えてないんですかというところが気になるんですが、
その辺りをお願いします。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 天井の件につきましては、もっと早く分かったん
ではないかというご質問でございますが、28年度のときに長寿命化計画の計画
を立てる段階で、見た目をまず見まして、そのほか設計図とかも見まして、改修
費とか補修のかかった金額を平準化して今後やっていくという形で調査かけてま
したけど、その段階ではそこまで、内部まで詳しく調査という項目にはなってご
ざいませんでした。

そのために今回改めまして、令和元年度に建築設計基準書というのが改正され
まして、公共施設などが大地震にも天井が脱落しないようにという基準が改正さ
れましたので、今回改めましてその基準に従いまして全園の天井を調査したいと
考えております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろな基準の中で、その年によって、例えば一般住宅で

すと56年5月以前の建物は建築基準がなかったからいろいろあります。

今回いろいろ調査もしてきたんですけど、今回、御陵幼稚園と志比南幼稚園の例がございました。点検口から点検をしたところ、当時の基準よりも少ないそうといったつり金具であったので、今そこは早急に専決でやらせていただいております。

そういったことも踏まえまして、もう一度その基準を下回っているところが1か所でも見つかった以上は、一度全部チェックをしようと。それも点検口がない部屋はチェックできませんので、点検口をつけさせていただいてチェックをしていこうということになりました。

28年の調査のときには、その年度にはクリアしていたのがありましたので、調査が漏れたのではなくて、しなかったというのがありますが、今回はそういったことで改めて点検をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 今、町長からお話いただいたように、以前の建築法で基準を満たしていなかったというのが今回分かったということなので、ぜひ小中学校も、ほかの公共施設もしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これ起こりましたときに私らも大分気にしまして、総務課全ての公共施設含めて来年度、調査のほうにかかるということで進めております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどの件について追加です。

来年度からやるということで、私、ここで一つ確認したいのは、残りの6か園か8か園を点検してこういうふうにするというふうにして、来年度はこれの点検したときの工事費が当然発生してきますねというふうな考えであればいいということと、それから今ほどの小中学校、それからその他の公共施設のところの点検をするというふうにして聞いています。これもやはり計画的にやっていく中で、長寿命化の中との関連ですね。例えば多分、長寿命化の中でいつ幾日たったやつについては総点検するとか、大規模改修するとか云々とかあると思うんですが、そこら辺りの兼ね合いの中に全部組み込んでいくと。

ですから、例えば点検をしました。しかしながら、そこである程度見つかりました。それは次年度に点検、長寿命化の中でそういう工事があるという中にそれを追加していくというふうな形でやっていきますよ。計画的にやりますよ。見つかったから、すぐそのときにやりますよという発想なのか、今言う長寿命化に照らし合わせて計画して、再度計画を組み直すかという形でいくのか。そこら辺りの方向性を示していただきたいなというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 今回点検をさせてもらったときの結果としましては、優先順位が当然、もう早急にしないと駄目なもの、ある程度大丈夫だということも、今回、調査項目に項目として入れさせていただいております。

また、早急にしないと駄目な場合は補正にて対応させていただくのと、基本は計画的に、長寿命化計画の兼ね合いもありますから、それにもし組み込めるのであれば、その点でしっかり対応していきますし、もし長寿命化計画が変更の必要がございましたら、その点も変更して対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 長寿命化というご質問でございましたので、全体的な考え方をご説明させていただきます。

今ほどの子育て支援課長からもありましたように、公共施設につきましては長寿命化計画というのを持ち合わせております。今ほどご意見いただいたように、今回いろんな施設の再度点検を次年度以降、順に行っていくように庁内で検討にかかっております。予算化できるものについては順次予算化をさせていただいて、その中で内容を十分検討させていただいて、長寿命化計画の時期と、その検査結果をもう一遍検証いたしまして、必要となれば長寿命化計画を一部見直しをかけることで前倒し、あるいはその計画に沿っていけるものもあろうかと思っておりますので、いろんな見地から検討させていただいて、適切に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 今回の幼稚園の天井の改修ですが、天井の崩落って実は東で2件目なんです。僕が知っている限りでは。1件目は吉野の幼稚園で、これは町長も知って、町長なんかはすぐにということで指示されたんですが、ちょっと心配なのは、今ちょっと質問の中でもありましたけど経年、一定年数たったときに

点検をどうするかということだと思っておりますが、僕は点検はやっぱり年数に応じて、例えば10年とか15年に1回はきちんとするというのを定式化しておかんとあかんと思っております。何かあったからしたとかということなしに、建築後、特にちょっと、少し広い空間があるところはやっぱり点検年数を縮めるとか、狭い、遊戯室でない普通の教室なんかは少し間隔を空けてもいいとかということのを定式化してやっぱり点検していかないと、点検の中で不備が見つかることもありますから、そういうことをぜひこれを教訓にしてほしいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりだと思います。

今、どうしても公共施設の改修とか改築が遅れてきて、今ずっと例えば松小の改築とかずっとやってきておりますが、どちらかというところやっぱり後手後手に回っているところがやっぱり否めないなというふうに思っています。それをやっぱり一刻も早く、今、金元議員おっしゃられたように計画的に、例えば小中学校ですとみんな一緒にやってしまえば、大体25年に1回の、小規模でも良い改修をしていけば長もちをする学校になるというのがどうしても遅れてきていますので、それを少しでも取り戻すように、こういった一気にやっちゃったり、計画を持ってやっていきたいなと思っておりますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 同じく公共施設の管理の件ですけれども、特に大きい市役所なんかは、大きいって普通市役所なんかは専門家がいますので、一級建築士が。教育委員会の中に一級建築士が入って、そこで学校とかそういうふうなのを毎回、どういう基準で見ているか分かりませんが管理していくんですね、維持管理を。そういうような部署もあるんですけれども、なかなかそうはいつでも小さい町はなかなかできないんですが、例えば民間にそういうメンテナンスをお願いするとかという方法もあるかと思うんですよ。

何が言いたいかといいますと、例えば幼稚園の築40年のあの建物を見てみますと、やっぱりどうしても外から見ただけでもちょっと引くような、ああいうような姿でやる公共施設というのはやっぱり今後なくしていかんあかんでないかなと思いますし、先ほど子育て支援課長言われました長寿命化計画をしたときに

は外から見ただけやということですが、やはり専門的な方々がやるべきだろうと思います。今、何人かの議員が言われておりますが、やり方はいろいろあると思いますので、ぜひ早急に検討していただきまして、やはり安全な子どもの施設、住民が使う施設を堅持していただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、一級建築士、永平寺町にも入っていただいております、今回の御陵幼稚園とか全部、事前にやったのはその子育て支援課と一級建築士の職員がずっと回って、またいろいろアドバイスをくれながらやってくれました。

28年の調査のときには、まだ永平寺町には今おっしゃられたように一級建築士の職員もいませんでしたので、どちらかという外見だけを見たのじゃなしに、業者さんに発注をして、言葉はちょっとあれですけど専門的なところがやっぱり分からない職員が、そこまで行きますと分からないのもありますので、業者さん任せになっていたところもあったのかな。

ただ、今はもうしっかり発注段階、どこを調査してほしいか、そういったのは総務課にいる一級建築士の職員と相談をしながら、ここがポイントですよとか、ここは絶対してもらわないと駄目ですよとかというのをアドバイスを受けながら発注をしていく形になっていますので、そういったいろいろな反省を踏まえながら進めさせていただいております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今の幼稚園の件なんですけれども、今の現予定では令和5年の3月に松岡西幼稚園と、それから松岡幼稚園が取壊しとは言いませんけれども、閉園を予定していると思うんですね、今の計画でいきますと。そういうふうに計画されていると思うんですけれども、あと一応幼稚園として活用するのは2年間、令和3年と令和4年の2年間ということになるんですけれども、その2年間でもやっぱり子どもたちの安全を守るためには、こういった対応というのは必要だと思うんですけれども、その辺どこら辺まで考えていらっしゃるのか教えていただけたらと思います。

あんまり経費の無駄になるような、大きな費用がかかることですから経費の無駄になるようなことはどうかと思います。ですけれども、やはり子どもたちの安全を守るためには必要なことだとも思いますので、ちょっとこれは難しい問題なんですけど、お答えいただけたらと思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 長岡議員さんのおっしゃるとおり、あくまでも子どもの安全のためにしっかり悪いところは改修していく予定でございます。

大改修となったらちょっと話はまた、いろんな形で精査しないと駄目なんですけど、子どもの安全のためにしっかり快適に暮らせるようになるために、2年ですけどしっかり改修のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、農林課関係、23ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係のご説明をさせていただきます。

まず、23ページ左側をお願いいたします。

県単土地改良事業、補正額400万円でございます。これは県の三次要望によりまして追加割当てが認められましたので、今回、県単の水難防止対策事業としまして来年度予定しておりました事業を前倒しして今回実施したいため、補正予算に上げるものでございます。

なお、歳入につきましては、県補助金2分の1、200万円を予定しております。

続きまして、23ページ右側をお願いいたします。

水産振興諸経費、補正額15万円でございます。これは新型コロナウイルス感染対策事業としまして、九頭竜川中部漁協さんがフィッシュパス導入に当たり、かかる経費を中部漁協エリアの沿川、福井市、坂井市、永平寺町において支援するものでございます。この事業費が200万円でございます。そのうち4分の3、75%は経済産業省のIT導入補助金が活用されます。10%は中部漁協さんの負担金、それから残る15%、30万円につきましては、福井市さん、坂井市さん、永平寺町で持つものでございます。

なお、この負担割合につきましては、組合員数、永平寺町50%、福井市30%、坂井市20%で案分するものでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上田議員。

○2番（上田 誠君） これ前倒しというのは、谷口の堤の件ですか。場所的にはどこになるのでしょうか。また、その内容についてちょっとお知らせください。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 場所については谷口地係になるんですが、軌道敷沿いの農道でございます、その農道に1,600×1,200の広い水路が、排水路が併設して走っております。この間にガードレールを入れるというものでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、商工観光課関係、24ページ、25ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、商工課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

ページ、24ページ、お願いいたします。

まず、24ページ左、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、補正額800万5,000円でございます。内訳といたしまして、まず需用費、消耗品費で150万円。これは町村会が実施しておりますマイクロツーリズム事業の事業で、各町が応募していただいた方に景品を出すといったもので、8月から実施しましたところ、9月1日現在で1,050件の申込みがあったというものでございます。そのため、事業を拡大してやるということで、また追加分として1,000個分の消耗品をお願いしたいというものでございます。

同じく印刷製本費でございますけれども、委託料で町内産業構造実態調査というものを今年度計画をさせていただいてございます。これにかかるアンケート関係の返信用、また往信用の封筒代という形で印刷製本費を2万1,000円で、委託料といたしまして275万円を計上してございます。この事業につきましては、福井県立大学の経済経営研究所と協働して実施させていただきたいというふうに考えてございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございます。負担金で373万4,000円でございます。これは県が休業要請をいたしました事業所に対する補助金で、永

平寺町内で49件に支給してございます。1件20万円の休業補償と、以前ありましたカラオケを伴う休業補償、合わせて1,120万円に対する3分の1という形で永平寺町の負担金という形でお支払いさせていただきたいと思っております。

次に、24ページ右側でございます。

商工費の観光事務諸経費、補正額1158万6,000円の減額補正でございます。

まず、負担金といたしましては、越前加賀インバウンド推進機構負担金が今年度額が確定いたしましたので473万2,000円の減額。また、今年度より、令和2年度より県観光連盟に福井のコンベンションビューローが事務局を持っていました。今年度、国内のコロナ感染症の影響によりコンベンションが実施されなかったということで35万4,000円の減額の負担金ということで額が確定したため、今般、減額補正させていただくものでございます。

また、補助金といたしまして九頭竜フェスティバル実行委員会補助金、マイナス650万円の減額です。今年度は8月22日に九頭竜フェスティバルをさせていただきました。無観客ということもあり、会場設営費などのいろんな費用がかからなかったということで650万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、25ページ左でございます。

青少年旅行村施設管理諸経費ということで355万5,000円の減額補正でございます。まず、浄法寺山につきましては、今、農林課のほうで調査もしてございますけれども、いわゆる地滑りが起きているというふうな可能性があるということで、今年度は休村をさせていただきました。こうしたことにより、施設内の清掃業務の委託として50万円の減額。また、毎年、バンガローの中の布団の借り上げをしているんですけれども、これが今年度はバンガローを使わないということで布団も使わない。このため48万3,000円の減額。それと、管理棟がでございます。あそこには合併浄化槽が設置されておりますけれども、合併浄化槽がかなり傷んでいるということで、もう取り替えないと駄目だということでございましたけれども、管理棟、今年度使わなかったこともございまして、一応、今年度の工事についてはやらないということで、この金額を減額させていただいたものでございます。

以上、簡単ですけれども商工観光課の補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 24ページの左側ですけど、町内の産業構造実態調査、県大とともに調査するって、そういう意味では非常にいいと思うんですが、何を知りたいのか。そこをちょっとお聞きしたいのと。

あと、その下にある中小企業の休業等要請協力金ですが、本当はこういう内容をもう少し、内容を示していただくとありがたいかな。僕らも町民の生活実態、状況も知りたいのもありますけれども、町内の中小企業も含めた業者の状況もやっぱり知りたい。それがいろんな事業を進めたりすることにも大きく関わると思うんですね。当然対策会議では話されているとは思いますが、議会に対してもそういう広報窓口を設けて、もう少し口で報告していただいたり、資料としてそういうのを出していただくとありがたいかなと思っています。それが一つと。

もう一つは、青少年旅行村、いわゆるキャンプ場の話ですけど、実際、地滑りの問題もあって、今後の見通しとか、これらもやっぱり一応キャンプ場ですから、どういう状況になっているかというのはそれなりの時期に、それなりの時々で報告していただくとありがたいなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、今の休業補償の件ですけども、町内で49件ございました。うち25件が食事提供施設、16件が商業施設となっております。あと、宿泊施設ということで2件、文教施設、大学・学習塾等で2件で、遊興施設等で4件で計49件でございます。

実態調査でございますけれども、町といたしましては、やはり当然売上げが落ちているというのは数字で一応町としてもある程度把握はしてございます。ただ、本当にその家のこれから商売的にも例えばどうしていくの。もう一個ありますのが、やはり前々からあります事業承継の問題であるとか、あともう一つありますのは例えば創業支援にしましても、もう私、例えば辞めるつもりだけれども誰か後継となってくれるような人いないかとか、そういったことなんかも今回のこの実態調査の中では調査していきたい。

先ほど金元議員おっしゃいましたいわゆる町内の金融機関と連携していろんな話合いさせていただきました。じゃ、どんな調査項目をアンケートするのといっ

たことについては、また議会のほうにお示しさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

青少年旅行村の件につきましては、一応調査は農林課のほうでさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 地滑り調査の件でございますが、6月からずっと調査かけておまして、6月の長雨、豪雨のときに地滑りが発生しているという結果は一応もらっております。その後、10月までは地滑りはしてないということなんですけど、近々、もちろん地元の山岳協会さん等にもご説明しますし、議会にも全協の中、それから当初予算の中でご説明をするつもりでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎議員。

○10番（川崎直文君） 青少年旅行村の維持管理費、今回、個別の施設、そして設備の修繕の減額ということですけども、青少年旅行村の必要な維持管理というのはしっかりと確保されているのかということを確認させていただきます。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） やはり施設そのものというのは放っておけばかなり草がもうぼうぼうになりますし、そういったことがございます。一応そこには、やはり草刈り業務であったり、あと今年度も安全な時期にということで管理人さんにいろいろやっていただいております。

また、これは旅行村だけではなく、浄法寺山の山岳道につきましても、やはり放っておけば山岳道そのものが草、また木なんかでひどくなるということで、いわゆる伐採、除草もさせていただいております。

一応、今、休村はしておりますけれども、また再開できるようなという形で維持管理はさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波議員。

○5番（滝波登喜男君） 24ページのコロナ対策事業ですけども、初めにまちむら交流・マイクロツーリズムキャンペーン、9月からまた追加になったということですが、たしかこれ幾つかの町村で買物のをして、そしてそれに応じてどこか

の町の地場産品を選択してもらおうというのではなかったでしたっけ。最終的に報告も欲しいなど、事業終わりましたら報告欲しいなどというのと。

それともう一つ、町内産業者の業務調査費ですけれども、これは全ての町内の業者ということでいいんですよね。商工会会員という枠はありませんね。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 町村会のものにつきましては、どこかの市町というのではなくて、あくまで全町、8町あるんですけれども、応募していただいた方に8町の皆さんが贈るということでございました。

あと、最終的にはまた、どういうものを贈ったということはまた報告させていただきたいと思います。

町内産業の実態調査でございますけれども、一応これは商工会会員というだけではございません。一応こちらのほうでこういったところということを送るつもりでおります。どこの業者、どこの業者というところはまだきちんと精査してないんですけれども、一応町内各事業所に対して送付するというので、決して商工会会員さんだけというものではないということでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、建設課関係、26ページから28ページ、行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは建設課所管分の説明をさせていただきます。予算説明書の26ページ左側をお願いします。

道路橋梁総務諸経費の負担金、補助及び交付金であります。福井土木事務所施行分の建設事業費に対する負担金としまして、元年度からの繰越し分も合わせて総事業費1億9,137万6,000円に対し、3,161万4,000円を負担金として予算計上するものであります。

続きまして、右側をお願いします。

道路橋梁維持補修事業の工事請負費であります。これまでに各地区要望に対する工事を中心に維持補修工事を行ってまいりましたが、ガードレールなど道路附属物の補修や道路陥没など突発的な現場対応に当たってきた結果、予算不足が生じたため500万円をお願いするものであります。

次に、27ページ左側ですが、財源組替えを行うものであります。

次に、右側の社会資本整備総合交付金事業であります。まず橋梁定期点検業務委託の完了に伴いまして、精算額に応じて150万円を減額し、来年度予定していました橋梁2本の修繕工事を前倒しで施行したいと思っておりますので、橋梁修繕の工事請負費として150万円を増額するものであります。

また、永平寺インター線の用地購入費につきましては、地権者との用地交渉が難航していることから、年度内の売買契約が見込めなくなりましたので、土地購入費3,650万円を減額いたしまして、この3,650万円のうち交付金事業の内示額2,714万1,000円を、アスファルト舗装補修工事に充てたく、工事請負費として2,714万1,000円を増額するものであります。

最後に、28ページをお願いいたします。

住宅管理事務諸経費の修繕料140万円の増額であります。町営住宅の退去者が例年より多く、退去時の修繕費が増加し、併せて経年劣化と思われる給湯器や湯沸かし器、換気扇などの修繕、また洗面台や浴室の防水補修など、修繕費がかさんだことによりまして予算不足が生じ、今後の修繕が困難になることから、入居者の生活に支障を来すことがないように修繕料の増額をお願いするものであります。

以上、建設課所管分の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 27ページの社会資本整備総合交付金ですけれども、一つは永平寺インターの用地買収の減額補正であります。この事業につきましては平成31年、令和元年度と2年度の2年間の継続事業だと思っております。当初、31年度の予算計上は土地購入費で9,989万3,000円、あと補償業務委託料、多分これはその用地補償のための算定業務だろうと思うんですけれども260万7,000円計上してありました。そして今年度、2年度は3,650万の計上だったということでもありますよね。ただ、この事業の進捗状況を教えてくださいたいんです。と、用地交渉をできなかったということで、そのできなかったという詳細を教えてくださいたいのと、それと今後の見通しについてどのようにお考えかなと思っております。

あわせて、このタイミングで年度内の用地交渉を断念するという理由を教えてください。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 31、元年度につきましては、これは不動産鑑定とか行いまして用地単価等々を決めてきたわけなんですけれども、あわせて、ビニールハウスも1か所あります。ここに井戸もありました。こういった移転補償といますか、こういったことを委託かけましてやってきました。

昨年度も用買費を持たせていただきまして交渉に当たっていたわけなんですけど、若干ちょっと同意が得られないといますか、こういったことで今年度も同じです。用地費持たせて用地交渉行ってきましたけれども、どうしても折り合いがつかず、断念といますか、取りあえず今からいろいろと契約結んだとしても、ちょっと若干期間が足りないかなということで、これを舗装補修のほうに回らせていただくという形を取っております。

昨年度も同じなんですね。昨年度も用買費持っていましたけれども、同じようにちょっと年度内の工事が無理やということで、契約は無理ということで舗装補修のほうに回らせていただいたという経緯があります。

今後の見通しですけれども、これはやはりインター線につきましては地元、東古市をはじめ、長年の望み、希望でありましたので、何としてでも用地交渉を根気よく続けまして、できましたら来年度には契約をと思っておりますけれども、これは粘り強くいかなければいけないかなという、今の段階での判断でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） なかなかまとまりませんくて2回続けて、今回こういった違った形になっております。

来年につきましては、またしっかりと地元の皆さんと一度お話をさせていただいて、また地権者の皆さんともお話をさせていただいて、その中で来年の予算組みをどうするかというのはやっぱりしっかり考えていかなければいけないなと思います。

また、これについていろいろな地権者さん等のお話もあります。これについては、また全員協議会のほうで一度、いろいろ皆様にもお話し、また相談をさせていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） このインター線の道路ですけれども、これは平成31年度の事業、当初予算のときにもいろいろ質疑を出しております。その必要性がどうなんだということで、交通量をどれくらい見込んでいるのか、あるいはどういう方々が利用するのかというようなことも論議になっておりました。

また、令和2年度につきましては、当初予算に計上されているこの事業につきましては、議会として提言を9つしているわけですけれども、この中の一つにこの永平寺インター線整備、インター周辺をどのように開発し整備するか明確に示してほしい。示して進めることという提言を議会としてはいたしております。

ただ、そんな中で、今回、用地交渉には至らずということでもありますから、ある意味、そのインター線周辺の整備も含めてやっぱり行政として考えるべきやろうと思うんです。7億ぐらいの事業ですので、ただ地元の強い要望だからという観点でやるというのではなくて、やはり行政としてこの道路がいかに有効的な道路になるかということを実際にできるかどうかも含めて考えるべきだろうと思います。

金曜日の町長の答弁でも、一般質問の答弁でもありましたとおり、この新型コロナ禍の中で、国の支出、あるいは地方の支出というのは大変大きなものになっている中で、今後、非常に財政厳しくなるということもおっしゃっておりました。

そんな中で、町長も事業の見直しというのは必要やというふうなことも訴えられていましたので、ぜひこれにつきましては十分な検討もしていただき、議会が提案しているようなことをぜひこのように進めるということも出していただきながら、今後の事業展開、あるいは事業の見直しも含めて考えていただきたいなと思っております。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） このインター線の必要性、また土地利用、こういったことに関しましては、今、庁内の、今まだ職員だけなんですけれども、まちづくり研究会が立ち上がっていますので、そちらのほうで十分協議していきたいかなと、今はそのように思っています。同時並行といいますか、用地買収のほうも併せて進めていきたいなと。

交通量調査、交通量につきましては、今年度、本当は交通センサス、5年に1回ですか、やる予定やったんですけど、コロナ禍の影響で延期といいますか、ちょっとできなかったというのがありますので、また新たな数字というのは今後出

てくるかと思えます。

とにかく、提言もいただきました。先ほど言いましたようにまちづくり研究会の中で、これは市内全般にわたって職員おりますので、その中で諮っていきたいと思えますし、当然地元の方々の意見というのを反映させていかななくてはならないと思っておりますので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 伊藤議員。

○8番（伊藤博夫君） 地元の議員といたしまして、ちょっとお答えしたいと思えます。

実は当初は今の反対している方の地面には全くかからないような考えで来たわけでございますけれども、今現在のことを言いますと交通量、旧道、416ですか、谷口から東古市の道が物すごく混むんです。それはやっぱり、あの谷口の橋まで、高橋まで道はついているけれども、そこから行き止まりのために、ほとんど旧道を使うんですね。朝なんかのラッシュどき、この間の交通の指導のあれなんかで物すごくあの四つ角が、交差点が物すごく混むんです。

今、高橋から、谷口から364につながる道路が1本あれば物すごくあの道を利用するのが今度が多なるんですね。私のところの前を通るんでなしに、今度、バイパスを通るほうが多くなるんですね。それが今駅へ入ってきたり、直接永平寺行ったり、丸岡行ったりになるんですねけれども、今現在が飽和状態ですね、東古市の状態。それを一遍、交通量を調べると一番分かると思えます。全くバイパスのほうは通らんといて、うちの前で交通事故が物すごく多いでしょう、旧道。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この道につきましては、地元の皆さんからの強い要望もありまして、これ事前、前からの計画の中でありまして、

それと、今おっしゃられたとおり、永平寺インターが開通したことと、今、こちらの旧町というところなんですけど、東古市、谷口、高橋、ずっとあの通りが線路があることによって見えない壁、それを一つつなげていく。また、訪れた人がこちらのエリアに入ってきてやすい環境、また今おっしゃられた生活の道路、いろいろな視点で必要な道路という中でやっております。社会資本整備を有効に活用して、50%、国のお金を使いながらやっていこうという、そういった計画です。

それと、この道路につきましては、例えば吉野の納戸坂。この納戸坂についても、違ったエリアの方からは、そこではなにしろこっちのほうが先じゃないかとか、

いろいろなご意見も伺うわけなんですけど、やはり大きな視点で、ここの永平寺町とよそからの入る交通とか、また生活が及ぼす、住んでいる方、またそこを通過してそのエリアへ行くとか、そういったいろいろな観点で見ていくことも大事ななと思います。

私たちが地元の方としっかりとこれからも話をしていきますし、またいろんな例えば経済団体の皆さんともこの道の有効性とか、改めてまたお話をさせていただきたいと思います。

ぜひ議会の皆さんも、地元の皆さんといろいろな道路、ここだけではなしに、先ほど言いました納戸坂についても、今これも町も福井県のほうには第1の要望ということでさせていただいておりますが、もう一段、私たちがしっかりとまたこの道の有効性を伝えていきますので、議会の皆さんも住民の方の声を聞いていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私は、一議員の話のことを言っているわけじゃなくて、令和2年度の当初予算の議会が全員総意の下に提言をした中に永平寺インター線の整備周辺について、その周辺開発を明確に進めることというふうに言っているわけです。

ですから、これ私個人が言っているわけではありませんので。先ほど伊藤議員は、そんなことも分からん町会議員がというような発言をされました。これについては、やはり撤回をしてもらわなあかんと思います。

議長、よろしくをお願いします。

○8番（伊藤博夫君） 交通事故のことを言うてる。交通事故の。

○5番（滝波登喜男君） 議長、おかしいですよ、今の発言は。私は行政に質問しているんですから、その質問している者を捉えて、その議員はおかしいっていうのは。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午前11時57分 再開）

○議長（奥野正司君） ちょっと時間も12時になりましたので、お昼……。

○町長（河合永充君） 今の滝波さんの答弁だけ。

○議長（奥野正司君） お昼の休憩を取りたいと思いますが、今、滝波議員の質問に

対しまして行政のほうから答弁を。

河合町長。

○町長（河合永充君） 毎回この質問いただいております、今、具体的にどういうふうな経緯でこういった事業が始まって、どうしてここになって、どういうふうな地元の要望が来てというのを、改めてもう一度説明させていただく場を、全協とかでさせていただけたらなと思いますので、その点またよろしくをお願いします。

それと、今回はちょっとまた別で、またなかなか地権者の方と合わないということ、これは最初答弁させていただきました。2回続きましたので、また来年組んでから様子を見るのじゃなしに、一回、地元の方、また皆さんと相談をさせていただいて、来年度の予算をちょっとまた組んでいきたいなと思いますので、その辺ご理解よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） （録音切れ）

（午前 11 時 59 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

滝波議員。

○5 番（滝波登喜男君） 午前中に引き続き質問させていただきますけれども、今回、用地買収ができなかったというのは、多分この事業がある意味前へ進まなかったということですから、当然議会としてはこの部分は質問せざるを得ません。一部の議員からは何を考えているんやというようなこともありましたけれども、やっぱりここは質問せなあかんと思っております。

そこでもう一度、町長もおっしゃったとおり、もう一度経過を含めて説明していただくというのは、これはぜひお願いしたいと思いますし、今回の補正予算の減額補正については全くその部分は、減額補正については異議はありませんけれども、ただ、この事業、何が一番目的なのかという、今、課題解決をしなければならぬというのは幾つかの点あると思うんですよ。そこの中の一番のところをまずは考えなあかんと思うんです。

というのは、地元の交通量の問題、交差点の渋滞の問題ということになりましたら、それはこの北インター線を造るということではなくて、別の方法もあるのではないのでしょうかというところで、今進めている事業を断念して、住民の課題解決に違う方法も考えられるんでないかなということを言っているわけです。

ですから、それは課長言われたとおり、協議会でしたっけ、会議で諮っている協議するということもおっしゃってましたし、町長も全協で経過を含めて議会で相談するということでもありますので、ぜひそれは行っていただきたいんですが、じゃ今回、この購入費を断念することによって、舗装修繕工事（御陵93号線）の舗装がありますけれども、この2,700万の事業の話が一個も出てこないで、そこの内容説明をお願いします。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 舗装補修工事でありますけれども、これ昨年度も行ったんですけど、交付金を受けてこの舗装補修ができるという要件がありまして、二層打ちといいましてアスファルト舗装が、普通の一般町道ですと5センチの一層だけなんですけど、これが基層、表層といいまして5センチ、5センチの二層打ちのところしか交付金、国庫補助を受けられないという条件になっています。

一般町道ではそういった舗装構成というのはありません。ただ、旧県道とか国道、これ京善地区とか、あと永平寺町の北地区の旧道ですね、あそこらが二層打ちに該当してきます。この役場前の一般国道416号、これもずっと東へ延びて花谷のローソンから機能補償といいますか、上のほう、これが416なんです。それから奥、上志比までが町道に払下げになっていますので、あれは町道になっているんです。そういったところが該当してきます。

今回、用地買収費を流すというか、丸々流すわけにはいきませんので、この舗装補修に充てると。その該当するのが、今差し当たって、昨年度もやっていますので、その続きで御陵93号線ですね。医科大附属病院の北側の学園の前のあの通りです。永平寺川の堤防を通る、あの路線が該当してきますので、そちらのほうで工事を行いたいということでもあります。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 恐れ入ります。

私も永平寺インター線のことについて地元の議員としてちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、永平寺、東古市地区住民だけではなくて、その周辺住民の方も皆さん、この事業のことについては大変楽しみに期待も持たれていて、既に今ある年の状況下の中で、もう事業を始められている方もいらっしゃるとか、その話を聞いていて、じゃ、もうここに住もうかとか、おうちを建て直すかとか人生計画というのをそれによって決められて過ごされている方もいらっしゃる

しゃるという中で、しっかりとこれ、断念したりとか、頓挫するとか、さらに遅延するとか、そういうことではなくて、今しっかりと進められているものであることを再度確認させてください。

もちろん交渉が遅れられているけれども、きちんとそれも県と協議の中でそれも踏まえて前に進めているというお話をされているものとして、その後、工事もされるということで考えて大丈夫でしょうか。

あと、踏切のほうも現状の踏切では、いつも雪が降るたびに車のはまる、狭過ぎてとか、いろいろ不便があって大変なもの、いずれ踏切の工事があるんだからとぐっところえて、地域住民の方も車のはまるたびに助けに行ったりしているわけですよ。いずれは直る、いずれは直るとずっと我慢して待っているんです。

これしっかりと前に進めていただけるということを再度確認させてください。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） このインター線につきましては、断念するといったことは全くございませんので、当然、踏切のほうも予備設計のほうをさせていただいておりますので、スムーズに今後進んでいけば、えち鉄のほうと交渉と申しますか、いけるように順を追って進めておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町としましては、地権者さんとのしっかりとした合意、これに基づいて段階的な話になると思っておりますので、引き続き地権者の方との話合い、それをなくして、逆に言いますと進むことはありませんので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、上下水道課関係、29ページ行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書29ページをお願いいたします。

下水道事業会計繰出金、補正額323万4,000円につきましては、下水道事業特別会計12月補正の財源として一般会計から繰出金を計上するものでござ

います。

事業内容につきましては、後ほど特別会計のときにご説明させていただきます。

以上、上下水道課関係の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、上志比支所関係、30ページを行います。

補足説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） それでは、上志比支所関係の補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明資料30ページをお願いいたします。

支所費、支所施設管理諸経費、工事請負費992万円の増額補正でございます。

上志比支所新築に伴いまして、基礎高を変更したことによりまして、建物から前を走ります町道までの間の駐車スペースにおけるすりつけの舗装工事が必要になったこと。また、同敷地内の雨水等を排水するための排水構造物の整備工事が必要になったこと。駐車場におけます区画線設置や視覚障がい者用のインターロッキングブロックの設置工事などが必要になったことから、今回、工事請負費を増額補正をお願いするものでございます。

以上、上志比支所関連の補正予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井秀和議員。

○12番（酒井秀和君） この件に関して確認をしたいことがあるんですけども、まず、この上志比支所に関して以前また補正があったんですけども、そのときも建設工事の基礎高を変えなきゃいけないというお話からの補正だったと思うんですが、そのときに今回の案件は気づけていたんではないかなというふうに思うんですがいかがでしょうかということです。

また、この基礎高を変更したことにより舗装のすりつけが生じたことと、駐車場に視覚障がい者誘導標示が必要となるためと、これは当初の設計でもう計画さ

れていたのではないかなと思うんですけども、ちょっと私も探してみたんですが確認ができなかったの、その辺りを確認したいなと思います。

いずれにしてもちょっと後出しで一つ一つ増えてくるので、今後はそういうことがないのかという確認も年押しで確認したいなと思います。

○議長（奥野正司君） 支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） まず、さきの変更で建築工事関係で基礎高が変わったことによって変更をお願いしたところでございます。

それに伴うところもございしますが、現在、隣に消防団車庫の建築につきましても設計がお認めいただきまして消防団車庫の高さも決定した時点で、最終的に駐車場関係の高さなんか決定してきましたので、今回補正をお願いするというようなことになりました。

当初は、建築工事関係のみの設計でございましたので、外構工事は別途発注を予定してございました。

ということでございます。

○12番（酒井秀和君） 今後。

○上志比支所長（歸山英孝君） 今後、上志比建築工事関係に関しましては、今回の補正で最後のお願いというようなことになろうかと思えます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 今の同じところですが、前回、臨時議会であった増工工事のことは、理由がやっぱりすりつけやったと思っているんですね。

それとかぶるところもあるかもしれないという話ですけど、本来はやっぱりそれのときに一定の内容が示されているとすれば、今回どうなんだろうなって。本当に全く別なのかどうかというのは、説明ではちょっとなかなか分かりにくい点があるんで、またできたら図面なんか示していただいて、分かりやすく説明していただくとありがたいと思います。

○議長（奥野正司君） 支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） 前回、補正でお願いしたのは建築関係部分、原因となるのは基礎高が変わったというようなことで、建築関係部分のスロープですね。スロープの形状が変更したことにより増額補正を前回お願いしました。それは建築関係でお願いしたものでございます。

今回は、同様に基礎高が変わったことによりまして駐車場内のすりつけ等の必

要が生じてきたということから、改めてお願いするというようなものでございます。

また今後、それぞれきちっとした図面上でどのような形を前回の変更でお願いしたか、あるいは今回の変更でお願いするかをお示ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） 私もちよっとここで言いたいというんじゃないですが、前のときの臨時議会のときの建築のところで話が出たと思うんですが、それをぶり返すようで申し訳ないんですが、例えば基礎高が変わったってなると、その当時の建築のいろんな予算関係の中で減額とか、要は基礎高を高いままするということは、そんだけ基礎を掘り返さなくていい形になるんでしょう。だから、そこら辺りの関係で、後出しじゃんけんじゃないけれども、その基礎高は高くなりましたよと。それによって例えば土間のところが高くなったのでスロープが変更になって、それは増額ですよというのはこの前の発言でした。

当初の中で、設計の中に外構が入ってなかった、入ってないという話で、今、外構は要は後づけというんですか、別途発注ですよという発想があったと思うんですが、当初の上志比支所の建築、もっともその附帯も含めての費用というのはこれこれですよという、本当はそこで提示があつてしかるべきであつて、後に外構もこうなつてこうなつてこうなりましたというのは、僕はある面ではおかしいんじゃないか。当初からそういう話はしていくべきじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺りの考えと、今言う基礎高が変わったことによって云々であれば、基礎高が変わったときの例えば減額、増額になるんか、その当時あれですけれども、基礎が要は高いままでいいということはその分取らなくていいわけですから、解体も含めてそこら辺りの設計変更というのは当初からもうできてるんじゃないかということから、若干そこら辺りのもやもや感があるんですが、そこら辺りの説明をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） まず、当初の建築工事の基礎の部分につきましては、既設の旧上志比支所の基礎をそのまま利用しようというような設計の趣旨でございました。

ただし、旧上志比支所の基礎につきましては、隠れているものですので解体工

事をして初めて基礎の高さが出てきたということで、当初は予測の上で設計を立てていたということで、あらかじめ設計段階でその基礎高を調べるといふことになりますと、余計な費用がかかってしまいますので、予算を安く上げようといふことでそのような形で設計をしたといふようなことで、実際解体工事を済ませてしまうと予測よりも高い基礎高になってしまったといふことで、それに合わせましてスロープの計上の変更を行いました。スロープが現状ですと急勾配になってしまうので、スロープの距離なんかを長めに取るような変更とか、あるいは基礎のコンクリートにつきましては、これは基礎高とはまたちょっと違った面で生コンの搬入ですね。今特に北陸新幹線の影響で生コンの搬入といふのが天候に関係なく搬入日が決められてしまいますので、その雨天の際に生コンを打った場合の仕上げといふんですか、どうしても仕上がりが悪くなってしまいますので、そこから辺の仕上げの部分についての変更などもございました。それが建築の変更でございます。

生コンの部分については仕方がないであろうといふのは、これは県の見解でございますので、それは問題ない変更であったと認識しているところでございます。

それと、外構の高さなんですけれども、隣に消防関係の車庫を造りますといふことで、実施設計を補正でお認めいただきました。それに伴いまして車庫の高さ等が決まってきましたので、改めて外構の高さを決めまして、今回、工事をお願いするといふいきさつになったといふところでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、会計課関係、31ページを行います。

補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） それでは、会計課関係のご説明をさせていただきます。

補正予算説明書31ページをお願いいたします。

財産管理費、基金積立金で116万円の増額をお願いするものでございます。

なお、理由につきましては、補正予算説明書のとおりでございます。

また、歳入につきましては、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で財政調整基金116万円を見ております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、学校教育課関係、32ページから41ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管の補正につきまして補足説明をいたします。

説明書32ページ左側でございます。

事務局運営諸経費でございます。新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内観光推進事業補助金、10校分で434万5,000円でございます。これはコロナ対策として修学旅行を県内に変更した場合に、旅行代金の一部を県が負担するという補助事業が新たに創設されまして、県から交付される補助金を各校に支払うものでございます。

32ページ右側でございます。

小学校費の学校運営諸経費でございます。同じ内容のものとして、35ページ左側に中学校の同じ学校運営諸経費がございます。これらにつきましては、各校で購入した備品、消耗品購入などに対する国庫補助金が交付決定されたということから、一般会計から国庫補助金への財源組替えを行うものでございます。

33ページ左側でございます。

小学校会計年度任用職員給15万8,000円でございます。これも同じ内容のものとして、34ページの右側に中学校の会計年度任用職員給、それと36ページ、学校給食会計年度任用職員給、この3つ、同じ内容でございます。これらは、この春の学校の休業中、勤務日数が減少した会計年度任用職員に対し、労働基準法に基づく休業保障を行うものでございます。

33ページの右側でございます。

子どもの目と歯の健康プロジェクト事業6万4,000円の減額でございます。これは例年、歯科検診につきましては、全学年を対象に4月、それと1年生、4年生のみ、県の補助で10月に歯科検診を行っているわけですが、今年度はコロナの影響で、1回目が普通4月に行うものが9月に延びたということから、例年

10月にやっていた2回目はもう行わないということといたしましたので、この分の医師報酬を減額するものです。

34ページの左側でございます。

教育コンピューター整備事業、同じものが35ページ右側、これは中学校になります。小学校が2,191万4,000円、中学校で1,179万6,000円でございます。これ6月補正におきまして、国庫補助の対象である児童生徒3分の2の977台のタブレット端末と、周辺機器も含めて購入をお認めいただきましたが、残りの3分の1に当たる児童生徒分489台及び教職員分の154台、合わせて643台分の端末整備及び附属品の購入を計上するものでございます。

続きまして、37ページの左側でございます。

ここからは学校ごとの会計になりますけれども、左側は松岡小学校の教育振興諸経費25万9,000円でございます。

この後、吉野小学校1万5,000円、御陵小学校15万円と続いていくわけですが、これらにつきましては一度議会のほうにもお願いしたかと思うんですが、修学旅行とか遠足とかでバス代ですね、バスの台数を増やしたり、大型化したり、そういったことで保護者負担が増えた分を町のほうで補填したいというようなことをお願いしたと思いますが、そのための費用を計上するものでございます。

最後、40ページの左側をご覧ください。

上志比小学校の豊かな体験活動推進事業でございます。今年度、嶺北と嶺南の間を移動する体験活動に対する県の補助事業が新たにできまして、上志比小学校の豊かな体験活動が対象となりましたので、この県補助分を一般会計から補助金へ財源組替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） まず、32ページの教育費、学校、修学旅行費の補助であります。

これも含めてバスのところもそうなんです、ちょっとお金の流れをお聞きしたいなと思います。修学旅行は基本、保護者負担でないのかなと思っているんですが、それが間違いであったら訂正してもらえばいいんですけれども、修学旅行

が9月上旬から10月上旬にかけて行われております。当然、バス会社あるいは宿泊会社に支払うわけですが、特にこの業種は非常にこのコロナで大変な状況下にあつて、少しでも早く支払いをすべきではないかなと思っております。特に地元の業者でしたらなおさらであります。

その中で、この費用というのは、一旦学校側が支払って、そして行政が残り、県の補助、町の補助で学校側に補助をするのでしょうか。学校側が一旦支払っているのは、多分保護者から頂いているお金で支払っているのではないかなと思うんですけども、じゃ、その分は保護者にお返しするという流れになっているのでしょうか。ちょっと私分からないのでお聞きしたいなと思います。

それともう1点、GIGA構想で残り3分の1、タブレットを購入するわけですが、この購入、いわゆる物が入ってくる時期というのはいつ頃になるのか。

それと、詳細はいいんですけども、教育長さんがお考えになっているこの1人1台のタブレットを使うことによって授業の風景はどのように変わっていくのかというのを教えてほしいなと思います。ざくっとでいいです。新聞報道でもいろいろ出ているんですけども、例えば先生の事務量が減っていくというようなこととか、教科書がデジタル化になるって、それも無償になるとかという話も将来的にはあるというふうな形ですけども、どのような形になるのか、教育長が思い描くところでも結構ですし、今現状、専門家も入れてやっているという答弁も聞いておりますので、このようにしていこうというようなことがありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず、修学旅行の補助でございます。

これは、おっしゃるとおり保護者負担であるわけなんですけれども、これはもう各校から旅行会社なりにもう支払い済みやというふうに思っております。

今回これは学校の会計のほうへ町から、県から来た分をそのまま学校へ支払うという形になります。対しまして、バス代の増額のほうは、これは見ていただくと分かるんですが、バス会社へ町から直接お支払いということになっております。

バス会社さんが恐らく待ってくださっているかというふうに理解しております。学校から支払う費目はないはずですが、これもともと保護者から戴いたお金をバス会社に支払うわけですので、その分をお支払い終わっているかと思うんですが、プラスアルファ増額分につきましては町からバス会社に直接のお支払いとい

うことになっております。

それと、タブレットのものが入ってくる時期ですけれども、これは今3分の2につきましてはかなり早い段階からうちの町は話を進めておりましたので、そんなに時期をかけずに、期間をかけずに入ってきたわけですから、今回のこの分に関しましては、日本中横並びで進めておることですので、少なくとも年度内に入るといったことはないだろうというような見立てでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか。

教育長。

○教育長（室 秀典君） タブレットの利用状況というふうなことで今ご質問があったと思うんですけど、前にも答弁したと思うんですけど、10校ありますというところと先生方のレベルといいますか、そういうことで必ずしも足並みがそろって進んでいるということはないんです。

基本的に小学校は調べ学習から入りましょうかというふうな感じです。中学校に関しましては、かなり利用が進んでおります。例えばポストというふうなところにそれぞれの意見をまとめるわけです。そして、チームズというところでみんな先生を含めて30人の生徒がいれば30人の考えがそのまますばっと出てくるんですね。話し合いによってまとめるのではなく、一度に短時間で全員の子どもの情報が配信できる。だから、短時間で活用できるというふうなことを、実は上志比中学校の指導主事の訪問日のときに見まして、子どもに聞いて、どうですか尋ねましたら、非常に早く情報が伝わって、分かりやすいというふうな意見を子どもたちは言っていました。

一番最初に言いましたように、それぞれ10校の指導レベルといいますか、そういうのがまだまだ、ある程度のレベルまで達してませんので、GIGAスクールサポーター、民間の方ですけどお一人いらっしゃいます。その方にいろいろとお手伝いをさせていただいて今進めている状況でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、教育長がおっしゃるように、使う、指導する先生のスキル次第で生かされるかどうかというのもあるというようなことも報道で聞かれていますので、ぜひスキルアップも含めて取り組みをお願いしたいなと思います。

先ほどの修学旅行の件ですけれども、宿泊のところでちょっと分からなかったんですけど、もう既に学校側が業者に対してお支払いしているということでありますから、今回、県から出てきた宿泊に関する補助については学校にお戻しすると。それは保護者から集めた部分もあるから保護者に返すということになるんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 修学旅行の費用は全て保護者負担だというふうに認識しております。

今回、このコロナ関係の補助事業で1人当たり幾らとかいう感じで補助金が、県内で修学旅行を済ませた場合は1人当たり幾らという形で補助が来ております。それをそのまま県からいただいたものを、そのままイコール保護者にお返しする形になるという形になります。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、生涯学習課関係、42ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算についてご説明をいたします。

予算説明書42ページ、左側をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、コロナ禍において公民館でオンライン講座やウェブ会議が行えるようにするため、タブレット端末の購入をお願いするものでございます。

松岡、永平寺、上志比の職員を配置しております3館にそれぞれ配備するものといたしまして、備品購入費として37万円を計上させていただきました。

県下の公民館職員の会議においてはウェブ会議が多く開催されるようになっております。また、公民館企画講座においてもコロナ禍も含めましてオンラインでの講座の実施を予定、研究をしているところでございます。

それらも含めまして、コロナ禍においても学びを止めないよう、公民館の職員、一生懸命取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可……。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 失礼しました。

続きまして、右側の社会教育総務諸経費30万円の減額でございますけれども、新型コロナウイルス感染防止の観点から、1月24日に予定しておりました永平寺町どんど焼きの開催を中止したことから、その実行委員会に対する補助金を皆減したということでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 42ページの左側にコロナ禍において公民館でオンライン講座、ウェブ会議を行えるようにするために職員のいるところにタブレットをといるんですが、タブレットもいいんですけど、公民館には検温器というのは置かないんですか。そういう声を議会と語ろう会では聞いたことがあるんで、ぜひそういうのを配備して、やっぱり公民館を活用されている人たちもいらっしゃるんで、ぜひそういう、かゆいところに手が届くような対応もしていただけたらと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 検温器につきましては、もう既に配備をしております。

○4番（金元直栄君） え、ない。

○生涯学習課長（清水和仁君） 配備しています。1か月ほど前でしたか、置くようになりましたので、お願いいたします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） そうなってるならいいんですけど。

また、財政課には8月十何日に出た各コロナ対策のいろんな事業、一覧表があったと思うんですが、そういうのもまた引き続き出していただくとありがたいんですが。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 適宜資料的なものをお示しをしますけど、今ほど言われた各施設の装備品といいますか、そういうものにつきましては町長から口酸っぱく、町民のためにちゃんとやるという指示をいただいていますので、ちゃんとや

っておりますので、その点よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、消防本部関係、43ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補正説明をさせていただきます。

補正予算説明書43ページ、左側をお願いいたします。

常備消防事務諸経費、補正額175万3,000円をお願いするものでございます。これは来年度、消防職員新規採用者3名に係る制服等の被服と防火衣を準備する消耗品をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで議案第57号を終わります。

議案第57号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第57号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

ここで一言確認をいたします。

建設課の東古市の道路インター線について、2名の議員の質疑の中で、質疑の本旨といたしますか、おっしゃりたい内容を基本にして記録を議長のほうで修正をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 番（ 君） 異議なし。

○4番（金元直栄君） いやいや。

○5番（滝波登喜男君） お示してください。

○議長（奥野正司君） はい。

○4番（金元直栄君） そこは内容をきちっと諮ってもらわんとあかん。

○議長（奥野正司君） もちろん両議員にはお示しをした上ででございますが。

○8番（伊藤博夫君）

○議長（奥野正司君） では、そういうことでよろしくお願ひします。

○4番（金元直栄君） 当事者だけでなしに、議会での発言ですから、だからみんなに示してせなあかんと思う。

○議長（奥野正司君） では次に、議案第58号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を行います。

12月補正予算説明書の44ページから46ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、補足説明をさせていただきます。

予算説明書45ページをよろしくお願ひします。

左側、一般管理費で15万5,000円の増額をお願いしています。広域圏における国保システム改修費用でございます。

システム改修内容につきましては、普通調整交付金の過年度調整をシステムで行えるよう改修を行うものでございます。

右側でございますが、一般被保険者高額療養費で2,400万円の増額をお願いしております。高額療養費が当初見込みより増となり、今後の見込み分を考慮し増額をお願いするものでございます。4月からこれまでの執行額については、前年とほぼ同水準、やや高めでございますが、当初予算では被保険者数の減少率を考慮したことから見込んだものであり、当初見込みが低かったこともありまして今回増額をお願いすることになりました。

46ページをお願いします。

保険給付費等交付金償還金831万3,000円をお願いしています。元年度において国、県より交付されました交付金と支出しました給付金の精算によりまして交付金の返還となりましたので補正をお願いするものです。償還金831万3,000円の内訳としまして、普通調整交付金の返還687万7,000円、保険者間調整による交付金の返還が143万6,000円でございます。

戻りまして、44ページをお願い申し上げます。

今回の補正に伴う歳入でございますが、まずシステム改修に充当する費用として一般会計より事務費繰入金を15万5,000円お願いしております。償還金

でございますが、償還金のうち普通調整交付金の返還に充てる分については福井県国民健康保険連合会から同額が交付されるということなので、雑入として68万7,000円。保険者間調整交付金返還分143万6,000円と高額療養費の増額分については前年度繰越金を充当させていただいております。

説明は以上とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 45ページの右側ですが、高額療養費の伸び、15%ぐらいになるんですね。そういう意味では、こういう伸び、国保会計って基金もなかなか少なくなっている中でという苦労もされているんだろうとは思いますが、どうして伸びていくのかという分析なんかはやっぱりされているんでしょうか。前からの課題ではあるんですが。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、分析につきましては、議会からもご指摘を受けております。今、分析を進めておりますので、また全協等でその結果についてはお示しさせていただきたいと思っております。

伸び率に関しましては、当初予算と比較するとかなり大きな伸びと思っておりますが、前年の決算ベースと比較しますと月平均でいくと8%、6%から7%あたりで推移しているということでございます。こちらの見込みとしましては、昨年、決算額よりもやや上向きで今推移しているというように見込んでおります。

また、分析結果についてはお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第58号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第58号、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について第1審議を終わります。

次に、議案第59号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、47ページから48ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、補足説明をさせていただきます。

説明書48ページをよろしくお願ひします。

徴収費につきまして127万円の増額をお願いしています。広域圏におけるシステム改修の費用でございます。

システム改修の内容としましては、平成30年度税制改正の対応として、令和3年度からの住民税基礎控除等の見直し、給与所得控除、公的年金控除の基礎控除へ振り替え等、これに対応するため、改修を行うものでございます。

47ページ、お願ひします。

今回の補正予算での歳入につきましては、全額、一般会計繰入金で充当をさせていただいております。

説明は以上とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第59号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第59号、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に

ついでに第1審議を終わります。

次に、議案第60号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、49ページから50ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 予算説明書50ページ、左側をお願いいたします。

一般管理費400万5,000円の増額につきましては、広域圏電算システムのシステム改修費の負担金でございます。

改修の内容としましては、国保、後期と同様に税制改正に伴うものと介護報酬の改定が見込まれておりますので、こちらに関する改修となります。

歳入につきましては、先ほど一般会計でお話ししました事務費繰入金を充当することとしております。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第60号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第60号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第61号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、51ページから52ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、下水道事業特別会計補正予算につきました

てご説明申し上げます。

予算説明書52ページをお願いいたします。

松岡地区の公共ます設置工事につきまして、当初予算で15か所、9月議会で追加20か所の補正予算をお認めいただいたところでございます。

今年度現在までに、松岡清流地区で30か所、その他の地区で5か所の申請があり、さらに今後4か所程度の宅地造成が見込まれますので、不足分149万6,000円を計上するものでございます。

また、そのうち1か所に伴います本管布設工事173万8,000円が必要となりますので、補正予算総額323万4,000円を計上させていただくものでございます。

なお、今年度申請のあったものの内訳につきましては、町外からの転入4件、町内での改築及び転居6件、宅地分譲に伴う個人及び不動産業者等による設置申請が25件でございます。

以上、補足説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 1点だけ、志比塚地係の新しく工場、運送業者の事務所ということですが、もともと、どの辺に進出されるんでしょうか。

○上下水道課長（朝日清智君） お尋ねの箇所ですが、シンコ砂利の向かい側、国道挟んだ向かい側のところです。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第61号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第61号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、53ページから54ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書54ページをお願いいたします。

山王地係におきまして、福井県が南河内川の河川改修工事を実施しており、その施行に当たり、大月地係にあります中央3号マンホールポンプの異常通報を伝達します架線が支障となりましたので、移設が必要となり移設工事費72万6,000円を計上するものでございます。

なお、県工事の補償工事となりますので、財源としまして53ページのとおり、歳入は河川改修工事に伴う異常通報装置架線移設工事負担金72万6,000円を県負担金として計上してございます。

以上、補足説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第62号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第62号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

2時15分から再開します。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第63号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第63号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課よりご説明申し上げます。

議案書の79ページから82ページをお願いいたします。

選挙運動の公費負担制度につきましては、一定の範囲で地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度であり、条例を制定することによって公費負担の対象とすることが可能となるものです。ただし、供託物没収点に達する得票数を得られない場合、この公費負担は受けられないこととなっております。

また、公費負担の支払いは、候補者に支払うのではなくて、あらかじめ候補者と契約した事業者等を選挙管理委員会に届け出し、その契約した事業者等に対し公費負担を支払う仕組みとなっております。

条例の内容ですが、第2条から第5条は選挙運動用自動車に係る規定でございます。契約の方法による公費負担の限度額や有償契約の締結と選挙管理委員会へ届け出ることを定めています。

第6条から第8条は選挙運動用のビラの作成に関する規定でございます。ビラの作成に関して有償契約の締結と選挙管理委員会への届出の義務及び公費負担の限度額を定めております。

第9条から第11条は選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございます。公費負担の対象条件や有償契約の締結と選挙管理委員会への届出の義務及び

公費負担の限度額を定めております。

第12条は条例の施行に関して必要な事項は選挙管理委員会の規定に委ねることを定めているものでございます。

以上、総務課からの説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 説明資料も全員協議会で頂いていますけれども、その内容のほう分かりやすいこともあって、そういう中から幾つか質問させていただきます。

一つは、今回、ビラの発行がオーケーになったり、選挙ということですから車の使用料が出たり、ポスターの作成費が出るということになるんですが、ビラ、町長の場合は5,000枚、町会議員の場合は上限1,600枚とするとあるんですが、単純なビラでないですね。証紙を一枚一枚みんな貼らなアカンのでないかなと思うんですが、そういうことについては何か余計ややこしくならないか。本来、もっと、僕ら30年ぐらい前までは選挙で要はビラを出すのは自由ですから、そういうことにしたほうがいいんじゃないかなと思うのが一つ。

2つ目、これ供託金制度というのは、目的は何のためですか。もう、そこを聞きたい。

3つ目、この条例を制定しなかったらどうなるんですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 証紙につきましては、1,600枚が上限ですので1,600枚分に関しまして行政のほうで証紙を準備いたしまして候補者に配付するという形を取らせていただきます。

あと、供託金につきましては、いろいろ考えはあるかと思えますけれども、当選を目的とせず、無責任に立候補するといったことを防止するためということで、公費負担する一方で、そういった供託金制度を導入することによって無責任な候補者の立候補の防止というふうに考えております。

この条例を制定しないってということになりますと、全て今までどおり私費負担ということになりますけれども、ただ、条例を制定して、そういう制度は導入します環境は整備しますけれども、絶対公費負担を活用するといいますか、導入す

るといいますか、ということではなくて、あくまでも選挙管理委員会に自動車であり、ポスターであり、ビラであり、契約した方の契約書、いろいろありますけれども、添付書類はありますけれども、届け出いただいて公費負担を選挙管理委員会が認めるということになりますので、あくまでもそういった公費負担の制度を今回導入させていただいたということで、選択肢としては二通りあるかなと思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） ビラの発行については証紙とかそういうんでなしに、本来自由であるべき。ただでさえ最近、有権者の政治意識が低いんじゃないかという声があります。その裏返しとして、議会があんまり町民に議会の内容とかそういうものを知らせていないからやっていう批判もあるわけですね。本来もっと自由であるべきそういう選挙でのいろんな活動が制限される。証紙によって制限するというのは、僕はいかがかなと思っています。

もう一つ、供託金ですけど、目的が当選を願わん人がどこにいても立候補できるというんですか、地方議員の場合は住所を有しないと、市町村の議員は該当する自治体に住所を有しないと立候補はできませんけれども、でも、この供託金というのはある意味ハードルですよ。これだけ町村議会で立候補者が少ない。それが問題になって定数削減せなあかんということをよく言われるんですけど、そこに何でハードル設けるんですかね。そこをぜひ考えてほしいと思うんです。

いや、何でっていったら、町村議員にも供託金をとということですよ。国会議員になるといったら300万ですよ。比例、重複になってくると600万ですか。ちょっとした政党でもなかなかそんな金準備できない状況があるんですよ。それがやっぱり立候補、要するに政治的機運を盛り上げるのをそいでいるんじゃないかという声も実際あるんで、僕はやっぱり供託金を導入するというのは、やっぱりそのハードルを高くすること。本来の趣旨からいうとおかしくないかと。

3つ目、条例をつくらなかったらどうなるかというんですけど、町の示した条例の中に供託金は書いてないですよ。供託金だけ法律で決めたらしいですね、どうも。だから、条例がなくなると供託金だけ取られるということになるという話ですから、これも変な話。

何で国がハードルをさらに上げるのか。地方のこともよう分からんのにやるところに問題があると私は率直に思っているんですが、その辺、これで質問は終わりにしますけれども、簡単に分かりやすく説明していただくとありがたいと思う

んです。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 証紙に関しましては、いろいろご意見は、当然考え方はあると思いますけれども、公職選挙法に沿って証紙を貼ったビラは公職選挙法上認められたビラという扱いをさせていただきます。

また、供託金につきましてですけれども、そもそも公職選挙法、全国を見渡す中で、やはり全国的には立候補者が少なくてということもあります。そういった中で、今の公費負担をするということにつきましては、資産の大小にかかわらず立候補の機会を与えるという意味では公費負担をさせていただく。ただ、その分、無責任な立候補の乱立を防ぐという意味での供託金ということで、供託金につきましても没収点以下の場合には没収しますけれども、それは得票すればお返しするというようになっておりますので、ご理解いただきたいと思ひますし、条例につきましても条例制定しなければ供託金だけということになりますので、逆に言うと条例と公職選挙法での供託金、セットにして今回、町としては上程をさせていただいて制定をしていきたいという考え方でございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第63号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第63号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第8 議案第64号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第64号、永平寺町国民健康保険条例

の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、議案第64号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

追加で配付させていただきました補足説明資料をご覧ください。

今回の条例改正に係ります個人所得の改正が行われた背景といたしまして、第1に、働き方改革の一環としまして様々な形で働く人を応援する等の観点から、個人所得課税の見直しがなされました。様々な働き方の例としましては、黒点2つ目の子育て中の方が会社員時代の経験を生かして在宅で仕事を請け負うことや、会社員が平日の夜や週末の時間を生かして副業として事業を開始することなどが挙げられております。

第2に、給与所得控除の適正化としまして、勤務関連の経費が諸外国の水準と比較しますと過大であるということの指摘がなされていたことを踏まえまして、主要国並みに漸次適正化していくとの方針に基づき、段階的な引下げが行われてきておりまして、この今回の改正で10万円の引下げが行われたものでございます。

第3に、公的年金につきましても、改正前までは公的年金につきましては年金所得控除額に上限がなかったため、現役世代と年金受給世代との間で公平性を確保する観点から控除額を10万円引き下げるとともに、上限として195万5,000円の上限が設けられたものでございます。

第4に、給与所得及び公的年金所得の控除額がそれぞれ10万円引き下げられたことに伴いまして、それぞれの所得が10万円ずつ引き上げられますので、収入が変わらない場合に所得税及び個人町県民税の税額が増額とならないよう、その振り替え分として基礎控除額が10万円引き上げられたということでございます。

具体的にどのように変更されるのか分かりにくいところがございますので、その下のほうの表を見てください。

まず、Aのほうでは給与収入を例に取っておりますが、給与収入として103万円の場合でございます。薄い緑色のところが上段、改正前では65万円から、改正後55万円に10万円引き下げられました。しかし、水色の基礎控除額では

逆に改正前38万円が48万円に引き上げられておりますので、合計所得としましては10万円上がっておりますが、課税標準額はゼロということで変わらないという措置を取られております。

1枚おめくりいただきまして、Cのほうをご覧ください。

Cの場合は、65歳以上の方が収入が公的年金収入158万円のみであった場合でございますが、黄色の年金所得控除が給与と同じように120万円から110万円に引き下げられております。しかし、基礎控除額が給与の場合と同じで逆に10万円引き上げられておりますので、この場合も税金が追加で発生することはないということでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、最後のDの例でございますが、同じように65歳以上の方でございますが、働き方改革等から給与収入が65万円と年金収入が同じように158万円あった場合どうなるかということなんですけれども、ただいま申し上げましたAとかCの例でいきますと、給与で10万円、年金でも10万円、所得が増えてしまう形が取られます。これを避けるために、桃色の調整控除額という制度が創設されまして、これを給与所得から引くということで、年金所得につきましては10万円増えていますが、基礎控除の48万円での10万円の振り替え分で所得が変わらないという形を取られております。

なかなか考え方がちょっと複雑になっているんですけれども、これらが所得税及び住民税において適用されることが決まっておりますので、これを踏まえた今回の国民健康保険税条例の改正をさせていただかないと、国民健康保険の受給者についての国民健康保険税がその分10万円または20万円分、国保税が増額になってしまうということのを避けるための改正ですので、よろしく申し上げます。

議案書では83ページから84ページでございます。

附則に書いてございますとおり、条例の施行は令和3年1月1日、適用は令和3年度分からでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 説明資料の改正の背景というのは4番までであるので、それ見るとそれなりの内容が分かるのかなと思うんですが、ただ、そうは言っても何でこんなことせなあかんのかというのは、言葉悪いですがてれこになるというんで

すか、ということだろうと思うんですけど、狙いと目的が幾ら考えてもよう分かんずです。何でこんなややこしいことせなあかんのですか。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 私どもも全ての背景といたしますか、原因は分からないところもございますのが正直なところですがけれども、今回、影響しましたのは給与収入と年金収入の場合でございます。

しかし、営業所得とか農業所得、不動産所得、これらにつきましては10万円上がることによって、逆に言うと10万円分が減税となっております。ですから、いろんな働き方改革として、いろんなそういう仕事に就いてくださいよというようなこと。それから、現行の法律等ですと、所得で38万円までしか扶養に入れませんが、そういう営業等の方は48万円まで入れるので、10万円分、扶養控除の適用範囲が広げられたということなので、皆さんがいろんな仕事に就いて、働くことをお願いしますというのが背景にあると理解しております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第64号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第64号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第9 議案第65号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第65号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議案書の85ページをご覧ください。

永平寺町松岡デイサービスセンター、永平寺町永平寺デイサービスセンター、永平寺町永平寺老人センター永寿苑、永平寺町上志比デイサービスセンター、この4施設は、令和3年3月31日で現在の指定管理期間が満了となります。

改めて指定管理者を定める必要があることから、条例に基づき、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定しました。

施設の適切な管理運営が可能であると認められますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

今回の指定の期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間となります。

以上、補足説明といたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第65号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第65号、指定管理者の指定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月15日を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月15日を休会とします。

なお、12月15日は、午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

12月16日は、午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 2時40分 散会)